

平成 28 年度  
大 学 院 便 覧

愛知工業大学大学院



# 目 次

建 学 の 精 神	1
学 歌	2
沿 革	3

## 1. 学 則 等

愛知工業大学大学院学則	6
「学位授与」「教育課程編成・実施」方針	17
工学研究科教育課程表	22
経営情報科学研究科教育課程表	42
一級建築士試験について	46
教育職員免許状の取得について	48
愛知工業大学学位規程	49
愛知工業大学博士学位授与申請等に関する取扱要領	53
愛知工業大学大学院人材養成及び教育研究上の目的に関する規程	57
愛知工業大学大学院後期入学（秋季入学）に係る申合せ	59
愛知工業大学大学院工学研究科早期入学に係る申合せ	61
愛知工業大学大学院工学研究科入学前履修に係る申合せ	63
愛知工業大学大学院科目等履修生規程	64
入学後申請可能な奨学金制度について	66
愛知工業大学大学院奨学金規程	68
愛知工業大学グローバル人材育成支援事業取扱要領	70
愛知工業大学学生懲戒規程	72

## 2. 附属図書館

愛知工業大学附属図書館利用規程	75
愛知工業大学附属図書館文献複写規程	79
愛知工業大学附属図書館グループ閲覧室利用細則	80

## 3. 諸 規 則

愛知工業大学における授業料その他の費用に関する規則	81
災害時等の臨時休講の措置	84
愛知工業大学計算センター規程	85
愛知工業大学計算センター利用規程	86
愛知工業大学情報ネットワーク利用規程	88
愛知工業大学総合技術研究所規程	90
愛知工業大学耐震実験センター規程	91
愛知工業大学地域防災研究センター規程	93



## 建学の精神

# 自由 愛 正義

自由は必ず責任を伴うが、自由なくして創造はあり得ない。

自由の存するところに無限の発展が約束される。

愛は太陽の如く、万物を育成する。  
人類は明るく平和な社会の建設をめざして努力する。

正義は倫理的真理の結晶である。  
百事貫徹、安心立命の基礎をなす。

---

## 教育のモットー

# 「創造と人間性」

科学技術の発展のみに邁進するエンジニアではなく、人と地球に優しい血の通ったエンジニアを育てるための教育モットー「創造と人間性」です。

# 愛知工業大学学歌

久徳高文 作詞  
渡辺宙明 作曲

*Moderato* *mf*



み ず - わ - か - の お か の - ほ と - り し

*mp*



た - い よ - る ま な び の ま ど べ ま ゆ も た か

*mf* *cresc.*



く ひ と み を は な て ば く に は ら の と お き ゆ く て

*f*



さ や か な る り そ う は か か る あ あ そ ら よ そ ら よ ひ か れ



わ れ ら か け ら む

1

瑞若の丘のほとり  
慕ひ寄る学びの窓べ  
眉も高く瞳を放てば  
国原の遠きゆくて  
さやかなる理想はかかる  
あゝ空よ空よ光れ  
われら翔らむ

2

八千草の生命の花  
底ごもる力にひらき  
友のなさけ豊に薫れり  
たづさへて競うここに  
あたらしき文化は興る  
あゝ風よ風よ騰れ  
われら沐みむ

3

清らなる知恵の泉  
くめど尽きぬ深さに溢れ  
燃ゆる心静かに涵して  
たゆむなきあしたゆうべ  
仰ぎ望む真理はきびし  
あゝ道よ道よ徹れ  
われら進まむ

# 沿 革

大正元年 9 月	創 設
大正元年 12 月	名古屋電気学校
昭和 24 年 4 月	名古屋電気高等学校
昭和 29 年 4 月	名古屋電気短期大学開学
昭和 34 年 4 月	名古屋電気大学開学。電気工学科設置
昭和 35 年 4 月	愛知工業大学と改称。電子工学科、応用化学科を設置
昭和 37 年 4 月	機械工学科、経営工学科を設置
昭和 38 年 4 月	工学部第 2 部を開設し、電気工学科、機械工学科を設置
昭和 39 年 12 月	西加茂郡猿投町八草(現在の豊田市八草町)に校地購入。八千草台と命名し、大学移転拡充計画着手
昭和 40 年 4 月	工学部第 1 部に土木工学科設置
昭和 40 年 7 月	名古屋電気短期大学を愛知工業大学短期大学部と改称
昭和 41 年 4 月	大学院工学研究科修士課程を開設し、電気工学専攻、応用化学専攻を設置 工学部第 1 部の入学定員を 220 名から 450 名に改めた
昭和 41 年 10 月	八千草台に 1 号館(教養棟)、学生寮 3 号棟が竣工し、第 1 部 1 年次の授業を同校舎で実施
昭和 42 年 4 月	学生寮 2 号棟、本部棟竣工。第 1 部 1 年次、2 年次の授業を八千草台において実施
昭和 43 年 4 月	工学部第 1 部に建築学科設置、工学部第 1 部の入学定員を 450 名から 530 名に改めた。八千草台に 2 号館(土木工学科、建築学科棟)、本部棟、学寮 1 号棟・寮食堂が竣工。1、2 年次生のほか経営工学科、土木工学科を移転
昭和 44 年 7 月	八千草台に 3 号館(応用化学棟)竣工、応用化学科を移転
昭和 45 年 7 月	八千草台に 4 号館(経営工学科棟)竣工
昭和 47 年 3 月	八千草台に 5 号館(電気工学、電子工学棟)竣工、両学科を移転
昭和 47 年 10 月	第二食堂竣工
昭和 48 年 3 月	八千草台に 1 号館(教養棟)別館、6 号館(機械工学科棟)、機械実習工場が竣工。機械工学科を移転
昭和 48 年 4 月	大学院工学研究科修士課程に土木工学専攻を設置 専攻科に経営工学専攻を設置 工学部 1 部の入学定員を 530 名から 560 名に変更
昭和 49 年 4 月	八千草台に第 2 部電気工学科、機械工学科を移転、4 号館(経営工学科棟)別館竣工
昭和 50 年 4 月	工学部第 1 部の入学定員を 560 名から 640 名に変更
昭和 51 年 4 月	大学院工学研究科修士課程に機械工学専攻および建築学専攻を設置。工学部第 1 部に建築工学科を設置 工学部第 1 部の入学定員を 640 名から 960 名に変更
昭和 52 年 1 月	鉦徳館(講堂兼体育館)竣工
昭和 53 年 4 月	7 号館(土木・建築・建築工学科棟)竣工
5 月	計算センター竣工
8 月	第 2 本部棟竣工 愛知工業大学短期大学部廃止
昭和 56 年 3 月	3 号館(応用化学棟)増築
9 月	計算センター増築
10 月	国際交流センター開設

12月	第2本部棟増築
昭和58年4月	愛和会館竣工
昭和61年11月	総合運動場完成
昭和62年1月	8号館（情報通信工学棟）竣工
昭和63年3月	9号館（教養棟新館）竣工
4月	工学部第1部に情報通信工学科を増設 工学部第1部の入学定員を960名から1,000名に変更
平成2年4月	工学部第1部の入学定員を平成2年度から平成10年度の間、1,140名に変更
平成3年4月	工学部第1部の入学定員を平成3年度から平成10年度の間、1,220名に変更 工学部第2部の入学定員を平成3年度から平成11年度の間、120名に変更
平成4年4月	大学院工学研究科博士課程（後期3年）電気・材料工学専攻、生産・建設工学専攻を設置 大学院工学研究科修士課程5専攻を電気電子工学専攻、材料化学専攻、生産システム工学専攻、建設システム工学専攻の4専攻に改組 工学専攻科（経営工学専攻）を廃止 総合技術研究所を竣工、開所
平成7年3月	10号館（基礎教育系）竣工
平成8年3月	大講義室（基礎教育系）竣工
平成10年4月	工学部第1部に昼夜開講制を導入し、第2部を募集停止 情報教育センター竣工
平成11年3月	耐震実験センター竣工、開所
平成12年3月	11号館（経営情報科学部棟）竣工
4月	経営情報科学部を設置し、経営情報学科、マーケティング情報学科を開設 工学部経営工学科を募集停止
7月	エクステンションセンター開設
平成13年4月	A I Tプラザ竣工
平成15年4月	12号館竣工
平成16年4月	工学部8学科を電気学科（電気工学専攻・電子工学専攻・情報通信工学専攻）、応用化学科（応用化学専攻）、機械学科（機械工学専攻・知能機械工学専攻）、都市環境学科（土木工学専攻・建築学専攻・建築環境学専攻）の4学科9専攻に改組、また経営情報科学部2学科を情報科学科（経営情報システム専攻・コンピュータシステム専攻）、マーケティング情報学科（マーケティング情報専攻）の2学科3専攻に改組
平成17年4月	大学院に経営情報科学研究科博士前期課程（経営情報科学専攻・入学定員15名）、博士後期課程（経営情報科学専攻・入学定員3名）開設 大学院工学研究科修士課程を博士前期課程、博士課程（後期3年）を博士後期課程に改称 名古屋市千種区に本山キャンパス竣工 地域防災研究センター竣工、開所 13号館（工学部、経営情報科学部共通棟）竣工
平成17年7月	八千草寮南館竣工
平成18年4月	大学院工学研究科「生産システム工学専攻」を「機械工学専攻」に改称
平成19年2月	新本部棟竣工、法人本部を若水から八草キャンパスへ移転
平成19年3月	エコ電力研究センター開所
平成20年4月	工学部都市環境学科（建築学専攻、建築環境学専攻）を工学部都市環境学科（建築学専攻・建築コース、住居デザインコース）に改組。また、経営情報



- 科学部情報科学科(経営情報システム専攻、コンピュータシステム専攻)、マーケティング情報学科(マーケティング情報専攻)を情報科学科(コンピュータシステム専攻、メディア情報専攻)、経営学科(経営情報専攻、マーケティング専攻、スポーツマネジメント専攻)に改組
- 平成21年 4月** 工学部 4学科 9専攻を電気学科(電気工学専攻、電子情報工学専攻)、応用化学科(応用化学専攻、バイオ環境化学専攻)、機械学科(機械工学専攻、機械創造工学専攻)、都市環境学科(土木工学専攻)、建築学科(建築学専攻、住居デザイン専攻)の5学科 9専攻に改組
- また、経営情報科学部 2学科 5専攻を経営学部経営学科(経営情報システム専攻、ビジネスマネジメント専攻、スポーツマネジメント専攻)、情報科学部情報科学科(コンピュータシステム専攻、メディア情報専攻)の2学部 2学科 5専攻に改組
- 平成22年 4月** 名古屋市千種区に自由ヶ丘キャンパス竣工
- 経営情報科学部情報科学科(経営情報システム専攻)・マーケティング情報学科(マーケティング情報専攻)、経営情報科学部経営学科(経営情報専攻、マーケティング専攻)、経営学部経営学科(経営情報システム専攻、ビジネスマネジメント専攻)の授業を自由ヶ丘キャンパスで開始
- 9月** 1号館竣工
- 平成25年 4月** 経営学部経営学科(ビジネスマネジメント専攻)を募集停止
- 平成27年 3月** 2号館竣工
- 平成27年 4月** 工学部都市環境学科(土木工学専攻)を工学部土木工学科(土木工学専攻、防災土木工学専攻)に改組

# 愛知工業大学大学院学則

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** 愛知工業大学大学院（以下「大学院」という。）は、本学の目的使命にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

3 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

### (研究科、課程、目的及び修業年限)

**第2条** 大学院に工学研究科及び経営情報科学研究科を置く。（以下「研究科」という。）

2 研究科に博士前期課程及び博士後期課程を置く。

3 博士前期課程においては、大学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

4 博士後期課程においては、専攻分野について研究者・技術者・高度専門職業人として自立して工学及び経営情報科学の研究活動を行うに必要な高度の研究能力、柔軟な応用能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

5 博士前期課程の標準修業年限は2年とする。ただし、在学年限にあっては4年を超えないものとする。

6 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。ただし、在学年限にあっては6年を超えないものとする。

### (教育研究上の目的の公表等)

**第2条の2** 前条の研究科、専攻における人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を別に定め、公表するものとする。

## 第2章 研究科、専攻及び学生定員

第3条 研究科に置く専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

工学研究科

博士前期課程			博士後期課程		
専攻名	入学員 定員	収容員 定員	専攻名	入学員 定員	収容員 定員
電気電子工学	15人	30人	電気・材料工学	3人	9人
材料化学	10人	20人			
機械工学	15人	30人	生産・建設工学	3人	9人
建設システム工学	10人	20人			
計	50人	100人	計	6人	18人

経営情報科学研究科

博士前期課程			博士後期課程		
専攻名	入学員 定員	収容員 定員	専攻名	入学員 定員	収容員 定員
経営情報科学	15人	30人	経営情報科学	3人	9人

## 第3章 運営組織及び教員組織

(大学院研究科教授会)

第4条 大学院の管理運営に係る事項を審議するため研究科に、大学院研究科教授会（以下「大学院教授会」という。）を置く。

2 大学院教授会は、次条に定める教員組織をもって組織する。

3 工学研究科長又は経営情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）は、大学院教授会の会議を招集し、その議長となる。

4 この条に定めるもののほか、大学院教授会の運営について必要な事項は、大学院教授会の議を経て研究科長が別に定める。

(教員組織)

第5条 大学院には、教育研究上必要な教員組織を置くものとする。

2 教員組織は、大学院教授会の議を経て学長が別に定める。

## 第4章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

**第7条** 学年は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

2 学長は、必要がある場合、前項の学期の開始及び終了を変更することができる。

(休業日)

**第8条** 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 創立記念日11月13日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 学長は、必要がある場合、前項第1号及び第2号の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項第4号、第5号及び第6号の休業日は、毎年度、学長が定める。

4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第5章 入学

(入学の時期)

**第9条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科において必要があるときは、後期から入学することができる。

(入学資格)

**第10条** 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学士の学位を有する者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当

該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (7) 文部科学大臣の指定した者
  - (8) 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者
  - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同程度以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
  - (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同程度以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- (入学の願出)

**第11条** 大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

**第12条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

**第13条** 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

**第14条** 大学院を退学した者が再び同一専攻に入学を志願したときは、欠員のあ  
る場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の  
取扱い並びに在学すべき年数については、当該大学院教授会の議を経て学長が  
決定する。

## 第6章 教育方法並びに教育課程及びその履修方法

(授業及び研究指導)

**第15条** 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以  
下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育課程及びその履修方法)

**第16条** 各専攻における教育課程の編成及びその履修方法は、別表のとおりとす  
る。

(指導教授)

**第17条** 研究科における研究指導及び授業は、第5条による教員組織において特  
に定める教授、准教授及び講師(以下「指導教授」という。)が行うものとする。

(単位の授与)

**第18条** 専攻における所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末又は学年  
末において試験のうえ、合格した者には所定の単位を与える。

2 授業科目の試験の成績は、優、良、可、不可の4種の評語をもって表わし、  
優、良、可を合格とする。

(他専攻等における授業科目の履修)

**第19条** 指導教授が適当と認めたときは、所定の手続を経て他研究科、他専攻又  
は学部の授業科目を指定して履修させ、取得した単位について4単位以内に限  
り、その者の属する専攻において修得すべき所定の単位に充当することができる。

(協定大学の授業科目の履修等)

**第19条の2** 外国の大学との協定に基づき、当該大学の授業科目を履修し、単位  
を修得することができる。修得した単位は、研究科教授会の議を経て、その者  
の属する専攻において修得すべき所定の単位に充当することができる。

## 第7章 教員免許状とその種類

**第20条** 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 大学院工学研究科博士前期課程電気電子工学専攻において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、工業、情報とする。
- 3 大学院工学研究科博士前期課程機械工学専攻及び建設システム工学専攻において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、工業とする。
- 4 大学院工学研究科博士前期課程材料化学専攻において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、理科とする。
- 5 大学院経営情報科学研究科博士前期課程経営情報科学専攻において、当該所要資格を取得できる高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、情報、商業とする。

## 第8章 休学、退学及び除籍

### (休学)

**第21条** 病気その他特別の理由により2か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 病気のため修学することが適当でない認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学を許可された者は、別表に定める在籍料を納付しなければならない。ただし、前期または後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の2分の1とする。

### (休学期間)

**第22条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることがある。

- 2 休学の期間は、博士前期課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年を超えることはできない。
- 3 休学した期間は、在学期間に算入しない。

(復 学)

**第23条** 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

**第24条** 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

**第25条** 次の各号の一に該当する者は、大学院教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の納付金又は在籍料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第2条第5項及び第6項のただし書に定める在学年限を超えた者
- (3) 第22条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第9章 課程の修了及び学位の授与

(博士前期課程の修了)

**第26条** 大学院に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格した者については、学長が当該大学院教授会の議を経て博士前期課程の修了を認定する。ただし、工学研究科の在学期間に関しては、大学院において優れた業績をあげたと認められた者については、大学院に1年以上在学すれば足るものとする。

2 前項の場合においては、大学院が当該博士前期課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了)

**第27条** 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格した者については、学長が当該大学院教授会の議を経て博士後期課程の修了を認定する。ただし、工学研究科の在学期間に関しては、大学院において優れた業績をあげたと認められた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項のただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の修了要件については、前項ただし書中「当該課程に1年以上」とあるのは「大学院に3年（博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、



同項の規定を適用する。

(学位の授与)

**第28条** 学長は、第26条又は第27条の課程修了者に対して、愛知工業大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところにより、学位を授与する。

2 学長は、第27条に規定する者のほか、本学に学位論文を提出し博士の学位を申請する者については、学位規程の定めるところにより、学位を授与することができる。

(単位等認定書)

**第28条の2** 博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者には、単位等認定書を交付することができる。

## 第10章 賞罰

(表彰)

**第29条** 学生として表彰に値する行為があった者は、大学院教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

**第30条** 大学院の学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、大学院教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席が常でない者

(3) 学生としての本分に反し、在籍させることが適当でないと認められる者

4 停学期間は、第26条の在学年数には算入しない。

## 第11章 研究生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生、科目等履修生及び外国人学生)

**第31条** 大学院の研究生、科目等履修生及び外国人学生の入学その他必要な事項は、学長が別に定める。

(協定大学からの受入学生)

**第31条の2** 本学との協定等により、受入れた外国人留学生は、当該課程、専攻の学生の身分を有するものとする。

2 入学、その他必要な事項は、学長が別に定める。

## 第12章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金

**第32条** 入学検定料、入学金、授業料の額並びに入学手続き時及び在学の間納付すべきその他の納付金の額は、別表のとおり定める。

2 授業料は、特に指定する場合を除き、年額2分の1ずつを前期及び後期に分け、それぞれ納付しなければならない。

3 前項に定める納付金の納付方法は、この章に定めるもののほか、愛知工業大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

4 いったん納付した入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても還付しない。

## 第13章 雑則

(施設設備の共用)

**第33条** 大学院は、教育研究上支障を生じない場合においては、学部及びその附属施設等の施設及び設備を共用することができる。

(事務組織)

**第34条** 大学院の事務は、基礎となる学部事務室、教学センター及び入試部において処理する。

(実施細則)

**第35条** この学則に定めるもののほか、この学則の実施について必要な細目は学長が別に定める。

附則の記載については省略

(第21条第3項〔別表〕)

休学者 (単位：円)

在籍料	(年額) 60,000
-----	-------------

(第32条〔別表〕)

(単位：円)

区 分	入学検定料
工学研究科博士前期課程 経営情報科学研究科博士前期課程	35,000
工学研究科博士後期課程 経営情報科学研究科博士後期課程	35,000

大学院工学研究科博士前期課程 (春季入学) (単位：円)

	平成28年度		平成29年度 年 額
	入学手続時	後 期	
入 学 金	130,000	—	—
授 業 料	415,000	415,000	840,000
教育研究充実費	135,000	135,000	270,000
合 計	680,000	550,000	1,110,000

大学院工学研究科博士後期課程 (春季入学) (単位：円)

	平成28年度		平成29年度 年 額	平成30年度 年 額
	入学手続時	後 期		
入 学 金	180,000	—	—	—
授 業 料	415,000	415,000	840,000	850,000
教育研究充実費	135,000	135,000	270,000	270,000
合 計	730,000	550,000	1,110,000	1,120,000

大学院工学研究科博士前期課程 (秋季入学) (単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	入学手続時	年 額	前 期
入 学 金	130,000	—	—
授 業 料	415,000	840,000	425,000
教育研究充実費	135,000	270,000	135,000
合 計	680,000	1,110,000	560,000

大学院工学研究科博士後期課程（秋季入学）

（単位：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	入学手続時	年 額	年 額	前 期
入 学 金	180,000	—	—	—
授 業 料	415,000	840,000	850,000	430,000
教育研究充実費	135,000	270,000	270,000	135,000
合 計	730,000	1,110,000	1,120,000	565,000

大学院経営情報科学研究科博士前期課程（春季入学）（単位：円）

	平成28年度		平成29年度 年 額
	入学手続時	後 期	
入 学 金	130,000	—	—
授 業 料	365,000	365,000	740,000
教育研究充実費	115,000	115,000	230,000
合 計	610,000	480,000	970,000

大学院経営情報科学研究科博士後期課程（春季入学）

（単位：円）

	平成28年度		平成29年度 年 額	平成30年度 年 額
	入学手続時	後 期		
入 学 金	180,000	—	—	—
授 業 料	365,000	365,000	740,000	750,000
教育研究充実費	115,000	115,000	230,000	230,000
合 計	660,000	480,000	970,000	980,000

大学院経営情報科学研究科博士前期課程（秋季入学）（単位：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	入学手続時	年 額	前 期
入 学 金	130,000	—	—
授 業 料	365,000	740,000	375,000
教育研究充実費	115,000	230,000	115,000
合 計	610,000	970,000	490,000

大学院経営情報科学研究科博士後期課程（秋季入学）

（単位：円）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	入学手続時	年 額	年 額	前 期
入 学 金	180,000	—	—	—
授 業 料	365,000	740,000	750,000	380,000
教育研究充実費	115,000	230,000	230,000	115,000
合 計	660,000	970,000	980,000	495,000

# 「学位授与」「教育課程編成・実施」方針

## 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

### 大学全体

建学の精神「自由、愛、正義」の下、豊かな人間性を備え、現代的課題への対応能力、問題解決能力を有する者に次の学位を授与する。

1. 専門分野における学術の理論と応用を修得し、知的道徳的に円満な教養を有する者に対し学士の学位を授与する。
2. 専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を有する者に対し修士の学位を授与する。
3. 専攻分野における研究者・技術者・高度専門職業人として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力、柔軟な応用能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に対し博士の学位を授与する。

（学部の記載は省略）

### 工学研究科 修士（工学）

学則に定める期間在学し、所定の単位を修得して、修士論文の審査及び学力試験に合格すること。さらに、以下に掲げる素養を持つことを求める。

1. 産業界の第一線で活躍するには、高度な専門的技術に加えて、あらゆる問題に対応できる幅広い専門知識が必要となるため、自らの専攻分野に強い関心と興味を持って積極的に取り組む姿勢が備わっていること
2. 博士前期課程で培ってきた専門知識、研究成果等を社会に還元するため、コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力が十分備わっていること
3. 基礎の理解力に根ざした応用力、問題解決能力が養われていること。さらに、諸問題の解決のために、協調性と高い倫理観をもって自ら行動することができること

### 工学研究科 博士（工学）

学則に定める期間在学し、所定の単位を修得して、博士論文の審査及び学力試験に合格すること。さらに、以下に掲げる素養を持つことを求める。

1. 研究者、高度専門技術者として、問題発掘能力、解決能力を備え、自立して研究や技術開発ができること

2. 国際性に深い関心をもち、外国語によるコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を備えていること

#### 経営情報科学研究科 修士（経営情報科学）

学則に定める期間在学し、所定の単位を修得して、修士論文の審査及び学力試験に合格すること。さらに、以下に掲げる素養を持つことを求める。

1. 産業界のビジネス諸問題に対抗できる得る経営情報科学の高度な専門的学識を有し、論理的思考力と優れた問題解決ができ得る能力を有していること。さらには豊かな人間性も兼ね備えることを求める。
2. 博士前期課程で培ってきた専門知識、研究成果等を社会に還元するための、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力が十分備わっていること
3. 基礎の理解力に根ざした応用力、問題解決能力が養われていること。さらに、諸問題の解決のために、協調性と高い倫理観をもって自ら行動することができること

#### 経営情報科学研究科 博士（経営情報科学）

学則に定める期間在学し、所定の単位を修得して、博士論文の審査及び学力試験に合格すること。さらに、以下に掲げる素養を持つことを求める。

1. 長期的視点に立ってビジネス社会の未来を進化・変革でき、学術発展に寄与し得ること
2. 研究者、高度専門職業人として高度な研究能力と問題解決能力を有して自立して研究を発展指導できること
3. 国際性に深い関心をもち、外国語によるコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を備えていること

### **教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）**

#### 大学全体

教育のモットー「創造と人間性」の下、「ものづくり教育」を通しての人間形成を目的とし、更に学際化、国際化に対応するため、コミュニケーション能力を有し、社会の変化に適応できる高度な専門知識を持った人材を養成するために次の教育課程を編成する。

1. 学部教育においては、社会的要求に応えるカリキュラムの編成と基礎学力向上、総合的教養教育及び各学科各専攻の特徴と専門性に基づき、社会や技術の発展に貢献し、創造と人間性を加味した技術者の養成を目的とした教育

課程を編成する。

2. 大学院教育においては、知識基盤社会への対応のため、博士前期課程及び博士後期課程では、各専攻の特徴と専門性に基づき、分析能力や問題解決能力を有し、自立して研究の発展に取り組む高度な技術者、研究者の養成を目的とした教育課程を編成する。

(学部の記載は省略)

## 工学研究科 博士前期課程

### <電気電子工学専攻>

電気エネルギー工学、情報通信システム工学、材料・デバイス工学、電子システム工学の大講座を置いている。研究の第一線で活躍している教授陣の指導のもと最新鋭の研究・実験設備を駆使し、徹底したマンツーマン教育で電気電子工学に関する高度で幅広い専門知識、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけ、独創性豊かで幅広い専門知識を身に付けた電気電子工学における高度専門技術者を育成できる教育課程を配する。

### <材料化学専攻>

エネルギー材料化学、無機材料化学、有機材料化学、計測材料設計化学、バイオ材料設計・合成化学、有機材料設計・合成化学の6分野にわたって、研究の第一線で活躍している教授陣の直接指導のもと最新鋭の研究・実験設備を駆使し、徹底したマンツーマン教育で材料化学や材料設計・合成化学に関する幅広い専門知識、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身につけさせる。自立して最先端の研究や開発を行う高度専門技術者を育成するための教育課程を配する。

### <機械工学専攻>

材料力学、材料工学、表面工学、マイクロ・ナノ工学、生産加工工学に関する「材料機能工学」、熱工学、流体工学を基礎とする機械システムに関する「熱流体工学」、制御工学、システム制御、ロボット工学に関する「知的制御システム工学」、機械要素、設計工学、設計生産システム、更には自動車工学、航空宇宙工学に関する「機械システム工学」の四つの大講座を設定し、各講座が連携・協力して課題の実現に取り組む。また、高度な機械を創造・開発するためには機械工学の基礎をよく理解し、それを応用できる力が必要である。このために、各大講座では特別研究と演習の授業により問題解決の能力を育成できる教育課程を配する。

### <建設システム工学専攻>

我が国の自然環境、社会環境に立脚して、どのような社会、文明・文化を建設するか、その実現のための計画と方法を見出そうとするものである。従って、本専攻においては人間活動のみでなく、地域社会、国際社会の歴史的背景にもとづき、かつ、未来社会のより好ましい文化形成に対応する多様な施設やその建設技術を自然災害や環境、さらに福祉の立場からも考慮して、工学的な面から総合的に扱う専攻である。これらに対応して、「土木構造・材料学」、「地圏環境・計画学」、「水圏環境・生態学」、「建築構造・材料学」、「建築計画・意匠学」、「建築環境・設備学」の6分野の大講座を置き、時代の要求に答える教育課程を配する。

### 工学研究科 博士後期課程

#### <電気・材料工学専攻>

電気・材料工学専攻では電気・電子システム工学、情報通信システム工学、材料プロセス・デバイス工学および機能性材料開発工学の4つの大講座を設置している。電気エネルギーの発生・利用に関する先端技術から社会に役立つ制御技術とエレクトロニクスを融合した新しいシステムや、マイクロ波工学、レーザー工学および医療用電子工学等の応用技術に関する教育と研究を行う。情報通信システム工学講座では、音響・画像情報技術を応用した新しい情報通信システムおよび人工知能に関する教育・研究を行う。機能性材料開発工学では先端的な無機・有機機能材料の開発、高次高機能性有機分子の設計や合成、機能性生体分子および生理活性物質の設計や創製などの教育・研究を行う。さらに、材料プロセス・デバイス工学で新規材料の物性評価技術やプロセス技術の修得ならびに電子デバイスへの応用まで最新鋭の研究設備を駆使して体系的な教育・研究を行う。本専攻では、以上の教育・研究を行うための教育課程を配する。

#### <生産・建設工学専攻>

生産・建設工学専攻では機械工学、機械システム工学、社会開発工学および都市建築工学の4つの大講座を設置している。機械工学講座では時代のニーズに応えるべく、省エネルギーと環境汚染低減を優先した機械設計・製造技術の開発研究ならびに材料、生産加工、熱と流体に関する基礎と応用研究を行う。機械システム工学講座ではロボット、センサ、アクチュエータ、バイオメカニクス、バーチャルリアリティ、設計法、CAD/CAM/CAEおよび自動車、航空宇宙、機械要素や振動解析などの教育と研究を行う。社会開発工学講座では、国内大学では最大規模を誇る耐震実験センターにおいて大型構造実験および解析的研究、また地



域防災研究センターにおける強振動地震波の予測、広域地盤の地震時特性などの特徴的な研究があり、土質および地盤工学、構造および耐震工学、社会開発および計画学、材料および施工学などの環境に配慮した持続可能な社会開発の教育・研究を行う。都市建築工学講座では、建築設計・計画工学、建築構造工学、建築環境・設備工学、建築材料工学などの教育と研究を行う。本専攻では、以上の教育・研究を行うための教育課程を配する。

#### 経営情報科学研究科

博士前期課程において経営情報科学の高度職業人の養成を可能にし、高度学研を志向する者には、博士後期課程にて自立した研究指導者を養成することを目的とし教育課程を編成する。前期課程では基礎的で全般的な専門科目を多く配置し、後期課程では専門的な研究能力を向上させるための研究演習を重点的に配置し、学術論文作成と研究会や学会で報告し得る能力を育成するための教育課程を配する。

教育課程表  
工学研究科博士前期課程

専攻名：電気電子工学専攻

No.1

授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目	
	必修	選択	1 年		2 年			工業	情報
			前期	後期	前期	後期			
〔専攻共通講義〕									
電気電子工学基礎論		2	2		2		電気系外からの受け入れ学生担当教員		
電気エネルギー工学基礎論		2	2				大久保 仁	○	
情報通信システム工学基礎論		2	2				青木 道宏		○
材料・デバイス工学基礎論		2			2		清家 善之	○	
電子情報システム工学基礎論		2		2			古橋 秀夫		○
生物工学特論		2						○	
〔演習〕									
電気エネルギー工学演習		6	3	3	3	3	大久保 仁、後藤 泰之、依田 正之 村瀬 洋、箕輪 昌幸、雪田 和人 鈴置 保雄	○	
情報通信システム工学演習		6	3	3	3	3	森 正和、江口 一彦、小西 たつ美 青木 道宏、矢野 良和		○
材料・デバイス工学演習		6	3	3	3	3	徳田 豊、澤木 宣彦、飯吉 僚 清家 善之、森 竜雄、五島 敬史郎 田澤 真人	○	
電子システム工学演習		6	3	3	3	3	津田 紀生、古橋 秀夫、鳥井 昭宏 中野 寛之、道木 加絵、小塚 晃透		○
〔特別研究〕									
電気エネルギー工学特別研究		6	3	6	6	3	大久保 仁、後藤 泰之、依田 正之 村瀬 洋、箕輪 昌幸、雪田 和人 鈴置 保雄		
情報通信システム工学特別研究		6	3	6	6	3	森 正和、江口 一彦、小西 たつ美 青木 道宏、矢野 良和		
材料・デバイス工学特別研究		6	3	6	6	3	徳田 豊、澤木 宣彦、飯吉 僚 清家 善之、森 竜雄、五島 敬史郎 田澤 真人		
電子システム工学特別研究		6	3	6	6	3	津田 紀生、古橋 秀夫、鳥井 昭宏 中野 寛之、道木 加絵、小塚 晃透		
備 考	<p>1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。</p> <p>2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。</p> <p>3. 電気電子工学特別講義Ⅱは隔週開講。1年間継続して修得する。</p>								

授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目	
	必修	選択	1 年		2 年			工業	情報
			前期	後期	前期	後期			
〔特論〕									
エネルギー工学特論		2			2		依田 正之	○	
エネルギー変換工学特論		2	2				中野 寛之	○	
電気電子応用工学特論		2	2				飯吉 僚	○	
パワーエレクトロニクス特論		2			2			○	
電力工学特論Ⅰ		2		2			鈴置 保雄	○	
電力工学特論Ⅱ		2			2		後藤 泰之、雪田 和人	○	
情報システム工学特論Ⅰ		2			2				○
情報システム工学特論Ⅱ		2			2				○
画像情報処理特論		2	2				矢野 良和		○
音声情報処理特論		2			2		小塚 晃透		○
音響工学特論		2							○
情報伝送工学特論		2			2		森 正和		○
通信システム工学特論		2		2			小西 たつ美		○
電気電子材料特論Ⅰ		2		2			森 竜雄	○	
電気電子材料特論Ⅱ		2			2		水谷 照吉	○	
電子デバイス特論Ⅰ		2	2				徳田 豊	○	
電子デバイス特論Ⅱ		2			2		澤木 宣彦	○	
オプトエレクトロニクス特論Ⅰ		2	2				古橋 秀夫	○	
オプトエレクトロニクス特論Ⅱ		2			2		津田 紀生	○	
電気電子計測特論		2			2		箕輪 昌幸		○
制御工学特論		2	2				鳥井 昭宏		○
LSI設計特論		2			2		江口 一彦、五島 敬史郎、山田 明宏	○	
人工知能特論		2	2				道木 加絵		○
高電圧工学特論		2		2			村瀬 洋	○	
電気電子工学特別講義Ⅰ		2	2		2			○	
電気電子工学特別講義Ⅱ		2	2		2		鳥井 昭宏	○	
情報システム論		2	2		2				○
データマイニング論		2		2		2	菱田 隆彰		○
データベース論		2	2		2		黒河 富夫、鈴木 晋		○
備 考	1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。 2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。 3. 電気電子工学特別講義Ⅱは隔週開講。1年間継続して修得する。								

授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目
	必修	選択	1 年		2 年			理 科
			前期	後期	前期	後期		
〔専攻共通講義〕								
材料化学基礎論Ⅰ		2			2		梶田 裕二	○
材料化学基礎論Ⅱ		2		2			小野 泰蔵	○
〔演習〕								
エネルギー材料化学演習		6	3	3	3	3	大澤 善美、糸井 弘行	○
無機材料化学演習		6	3	3	3	3	小林 雄一、平野 正典、鷹取 一雅	○
有機材料化学演習		6	3	3	3	3	山田 英介、尾之内 千夫、福森 健三	○
計測材料設計化学演習		6	3	3	3	3	手嶋 紀雄、村上 博哉	○
バイオ材料設計・合成化学演習		6	3	3	3	3	釘宮 慎一、加藤 且也、梶田 裕二	○
有機材料設計・合成化学演習		6	3	3	3	3	井上 眞一、立木 次郎、森田 靖	○
〔特別研究〕								
エネルギー材料化学特別研究		6	3	6	6	3	大澤 善美、糸井 弘行	
無機材料化学特別研究		6	3	6	6	3	小林 雄一、平野 正典、鷹取 一雅	
有機材料化学特別研究		6	3	6	6	3	山田 英介、尾之内 千夫、福森 健三	
計測材料設計化学特別研究		6	3	6	6	3	手嶋 紀雄、村上 博哉	
バイオ材料設計・合成化学特別研究		6	3	6	6	3	釘宮 慎一、加藤 且也、梶田 裕二	
有機材料設計・合成化学特別研究		6	3	6	6	3	井上 眞一、立木 次郎、森田 靖	
備 考	1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。 2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。							

授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目
	必修	選択	1 年		2 年			理科
			前期	後期	前期	後期		
〔特論〕								
エネルギー材料化学特論Ⅰ		2		2			大澤 善美、糸井 弘行	○
エネルギー材料化学特論Ⅱ		2	2				糸井 弘行、大澤 善美	○
触媒化学特論		2			2		丹羽 幹	○
セラミックス化学特論Ⅰ		2		2			平野 正典	○
セラミックス化学特論Ⅱ		2			2		小林 雄一	○
先端材料化学特論		2		2			鷹取 一雅	○
高分子材料化学特論		2			2		山田 英介	○
高分子固体物性特論		2		2			福森 健三	○
高分子加工特論		2		2			尾之内 千夫	○
先端有機物性化学特論		2	2				森田 靖	○
有機合成・反応化学特論		2			2		北村 雅人	○
有機立体化学特論		2			2		立木 次郎	○
環境化学特論		2	2				平出 正孝	○
分析化学特論		2				2	手嶋 紀雄、村上 博哉	○
機器分析化学特論		2				2	村上 博哉、手嶋 紀雄	○
生体機能物質化学特論		2				2	未 定	○
超分子生化学特論		2				2	釘宮 愼一	○
バイオ材料化学特論		2		2			井上 眞一	○
生物化学工学特論		2				2	加藤 且也	○
材料化学特別講義Ⅰ		1				1	トピックスを集中講義	○
材料化学特別講義Ⅱ		1		1			同 上	○
備 考	1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。 2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。							

## 工学研究科博士前期課程

専攻名：機械工学専攻

No. 1

授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目
	必修	選択	1 年		2 年			工業
			前期	後期	前期	後期		
〔専攻共通講義〕								
機械工学基礎論Ⅰ		2	2		2		山下 博史	○
機械工学基礎論Ⅱ		2		2		2	萩野 和郎	○
機械工学基礎論Ⅲ		2	2		2		架谷 昌信	○
機械工学特別講義		2		2		2	櫛田 玄一郎	○
〔演習〕								
材料機能工学演習		6	3	3	3	3	戸伏 壽昭、高木 誠、松室 昭仁 佐藤 一雄、生津 資大、松井 良介 武田 亘平	○
熱流体工学演習		6	3	3	3	3	櫛田 玄一郎、架谷 昌信、牧野 敦 北川 一敬、中山 雄行、江上 泰広	○
知的制御システム工学演習		6	3	3	3	3	渡辺 修、早川 義一、内田 敬久 奥川 雅之、山田 章	○
機械システム工学演習		6	3	3	3	3	神谷 恵輔、谷本 隆一、藤村 俊夫 三宅 慶明	○
〔特別研究〕								
材料機能工学特別研究		6	3	6	6	3	戸伏 壽昭、高木 誠、松室 昭仁 佐藤 一雄、生津 資大、松井 良介 武田 亘平	
熱流体工学特別研究		6	3	6	6	3	櫛田 玄一郎、架谷 昌信、牧野 敦 北川 一敬、中山 雄行、江上 泰広	
知的制御システム工学特別研究		6	3	6	6	3	渡辺 修、早川 義一、内田 敬久 奥川 雅之、山田 章	
機械システム工学特別研究		6	3	6	6	3	神谷 恵輔、谷本 隆一、藤村 俊夫 三宅 慶明	
備 考	1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。 2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。							

授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目
	必修	選択	1 年		2 年			工業
			前期	後期	前期	後期		
〔特論〕								
材料力学特論		2	2		2		松井 良介	○
機械材料学特論		2		2		2	高木 誠、土井 稔	○
制御工学特論		2	2		2		早川 義一	○
材料プロセス工学特論		2		2		2	生津 資大	○
マイクロ・ナノ工学特論		2	2		2		佐藤 一雄	○
流体力学特論		2	2		2		江上 泰広	○
圧縮性流体力学特論		2	2		2		北川 一敬	○
伝熱工学特論		2		2		2	櫛田 玄一郎、山下 博史	○
応用材料力学特論		2		2		2	戸伏 壽昭	○
ロボット工学特論		2	2		2		奥川 雅之	○
バイオエンジニアリング特論		2		2		2	山田 章	○
設計工学特論		2		2		2	武田 亘平	○
熱工学特論		2	2		2		牧野 敦	○
計測工学特論		2		2		2	内田 敬久	○
機械力学特論		2		2		2	神谷 恵輔	○
メカトロニクス工学特論		2		2		2		○
エネルギー変換工学特論		2		2		2	藤村 俊夫	○
自動車工学特論		2	2		2		谷本 隆一	○
航空宇宙工学特論		2	2		2		三宅 慶明	○
技術文化論特論		2		2		2	松室 昭仁	○
PE機械工学特論Ⅰ		2	2		2		中山 雄行、各教員	○
PE機械工学特論Ⅱ		2		2		2	中山 雄行、各教員	○
PE総合工学特論Ⅰ		2	2		2		中山 雄行、各教員	○
PE総合工学特論Ⅱ		2		2		2	中山 雄行、各教員	○
備 考	1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。 2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。							

授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目
	必修	選択	1 年		2 年			
			前期	後期	前期	後期		
〔専攻共通講義〕								
建設システム工学基礎論Ⅰ		2	2				呉 承寧	○
建設システム工学特論Ⅰ		2		2			城戸 由能	○
建設システム工学基礎論Ⅱ		2	2				建部 謙治	○
建設システム工学特論Ⅱ		2		2			岡田 久志	○
〔演習〕								
土木構造・材料学演習		6	3	3	3	3	呉 承寧、鈴木 森晶、岩月 栄治 宗本 理	○
地圏環境・計画学演習		6	3	3	3	3	奥村 哲夫、横田 崇、中村 吉男 小池 則満、山本 義幸、倉橋 奨	○
水圏環境・生態学演習		6	3	3	3	3	内田 臣一、城戸 由能、赤堀 良介	○
建築構造・材料学演習		6	3	3	3	3	岡田 久志、曾我部 博之、山田 和夫 瀬古 繁喜	○
建築計画・意匠学演習		6	3	3	3	3	建部 謙治、杉野 丞、宮本 好信 野々垣 篤、中井 孝幸、安井 秀夫	○
建築環境・設備学演習		6	3	3	3	3	佐野 泰之、武田 美恵、河路 友也	○
〔特別研究〕								
土木構造・材料学特別研究		6	3	6	6	3	呉 承寧、鈴木 森晶、岩月 栄治 宗本 理	
地圏環境・計画学特別研究		6	3	6	6	3	奥村 哲夫、横田 崇、中村 吉男 小池 則満、山本 義幸、倉橋 奨	
水圏環境・生態学特別研究		6	3	6	6	3	内田 臣一、城戸 由能、赤堀 良介	
建築構造・材料学特別研究		6	3	6	6	3	岡田 久志、曾我部 博之、山田 和夫 瀬古 繁喜	
建築計画・意匠学特別研究		6	3	6	6	3	建部 謙治、杉野 丞、宮本 好信 野々垣 篤、中井 孝幸、安井 秀夫	
建築環境・設備学特別研究		6	3	6	6	3	佐野 泰之、武田 美恵、河路 友也	
備 考	1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。 2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。							



授 業 科 目	単 位 数		毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目
	必修	選択	1 年		2 年			工業
			前期	後期	前期	後期		
〔特論〕								
構造力学特論		2	2				鈴木 森晶	○
構造設計学特論		2		2			鈴木 森晶	○
構造解析特論 I		2	2				宗本 理	○
弾塑性学特論		2		2			宗本 理	○
防災工学特論		2		2			横田 崇	○
土木計画学特論		2	2				小池 則満	○
都市計画学特論 I		2		2			小池 則満	○
交通工学特論		2	2				安藤 良輔	○
土質力学特論		2		2			中村 吉男	○
基礎地盤工学特論		2	2				奥村 哲夫	○
岩盤力学特論		2		2			吉田 一也	○
土木材料学特論		2	2				岩月 栄治	○
コンクリート工学特論 I		2	2				呉 承寧	○
鉄筋コンクリート工学特論		2		2			岩月 栄治	○
河川工学特論		2	2				赤堀 良介	○
水理学特論		2	2				城戸 由能	○
応用水文学特論		2		2			辻本 哲郎	○
河川環境工学特論		2		2			内田 臣一	○
水環境特論		2			2		大八木 麻希	○
建設システム工学特別講義 I		2		2			赤堀 良介	○
建設システム工学特別講義 II		2			2		倉橋 奨	○
備 考	1. 演習及び特別研究は、それぞれ同科目名の授業科目を1科目ずつ修得する。 2. 演習及び特別研究は、2年間継続して、各6単位修得するものとする。							

授 業 科 目	単 位 数			毎週授業時間割				担 当 教 員 名	教職科目
	必修	選択	自由	1 年		2 年			工業
				前期	後期	前期	後期		
〔特論〕									
コンクリート工学特論Ⅱ		2			2			山田 和夫	○
鋼構造特論		2		2				薩川 恵一	○
建築史特論Ⅰ		2		2				杉野 丞	○
建築史特論Ⅱ		2			2			飯田 喜四郎	○
建築史特論Ⅲ		2				2		野々垣 篤	○
建築計画特論Ⅰ		2		2				建部 謙治	○
建築計画特論Ⅱ		2			2			中井 孝幸	○
環境工学特論Ⅰ		2		2				河路 友也	○
環境工学特論Ⅱ		2			2			佐野 泰之、武田 美恵	○
建築設備特論Ⅰ		2		2				佐野 泰之	○
建築設備特論Ⅱ		2			2			河路 友也	○
構造解析特論Ⅱ		2			2			曾我部 博之	○
建築構造特論Ⅰ		2		2				薩川 恵一	○
建築構造特論Ⅱ		2			2			岡田 久志	○
建築構造特論Ⅲ		2			2			曾我部 博之	○
都市計画学特論Ⅱ		2			2			兼田 敏之	○
建築材料学特論Ⅰ		2		2				山田 和夫	○
建築材料学特論Ⅱ		2			2			瀬古 繁喜	○
建築設計特論		2			2			宮本 好信	○
環境調整設計学 *			2			2		武田 美恵	
備 考	*印の科目は修了及び進級要件に含めない。								

授 業 科 目	単 位 数			毎週授業時間割				担 当 教 員 名
	必修	選択	自由	1 年		2 年		
				前期	後期	前期	後期	
[外部インターンシップ]								
意匠設計実習Ⅰ *			4	(*1)				—
意匠設計実習Ⅱ *			6		(*2)			—
意匠設計実習Ⅲ *			6			(*3)		—
意匠設計実習Ⅳ *			4			(*4)		—
建築構造設計実習Ⅰ *			4	(*1)				—
建築構造設計実習Ⅱ *			6		(*2)			—
建築構造設計実習Ⅲ *			6			(*3)		—
建築構造設計実習Ⅳ *			4			(*4)		—
建築設備設計実習Ⅰ *			4	(*1)				—
建築設備設計実習Ⅱ *			6		(*2)			—
建築設備設計実習Ⅲ *			6			(*3)		—
建築設備設計実習Ⅳ *			4			(*4)		—
[演習]								
建築設計演習A *			2	2				宮本 好信
建築設計演習B *			2		2			宮本 好信
建築歴史意匠設計演習 *			2			2		杉野 丞
建築都市防災設計演習 *			2			2		建部 謙治
建築都市環境設計演習 *			2		2			中井 孝幸
構造設計実務演習 *			2	2				山田 和夫
建築構造材料実験演習 *			2		2			山田 和夫
建築構造実験演習 *			2			2		山田 和夫
構造解析演習 *			2		2			岡田 久志、曾我部 博之
建築設備設計演習Ⅰ *			2	2				佐野 泰之
建築設備設計演習Ⅱ *			2	2				河路 友也
建築設備設計演習Ⅲ *			2			2		佐野 泰之
建築設備設計演習Ⅳ *			2			2		河路 友也
備 考	*印の科目は修了及び進級要件に含めない。 (*1)：1年次夏季 週5日、1日8時間を4週間実施する。 (*2)：1年次後期 週2日、1日8時間を15週間実施する。 (*3)：2年次前期 週2日、1日8時間を15週間実施する。 (*4)：2年次夏季 週5日、1日8時間を4週間実施する。							

博士前期課程の教育・研究分野内容

専攻名	内 容	大 講 座 名	内 容	教 育 ・ 研 究 分 野
電 気 電 子 工 学	<p>電気工学、電子工学、情報通信工学は近代科学および近代技術を支える基盤として発展を続けているが、いまや三者が融合した技術形態を目指すことにより新たな展望が開ける。この点に重点を置いて大講座を設定する。</p> <p>大講座のベースは、エネルギー、情報、材料と計測制御等の分類に準拠させ、これら相互の緊密な連携を促進して新しい高度複合技術を育成する環境の整備を目指し、それらに対応できる大講座の名称として「電気エネルギー工学」、「情報通信システム工学」、「材料・デバイス工学」、「電子システム工学」とする。</p>	電気エネルギー工学	電気エネルギーの発生、伝送、変換、制御および利用に必要な基礎技術にエレクトロニクス技術を融合させた新しいシステムに関する教育・研究をする。	電気エネルギー工学 電気電子システム工学
		情報通信システム工学	データ、音声、音響、画像等の情報の伝送、変換、加工、蓄積、検索を含む情報通信システムに関する教育・研究をする。	計 算 機 工 学 情 報 伝 送 工 学 通 信 シ ス テ ム 工 学
		材料・デバイス工学	電気電子材料の物性およびプロセス技術、電子デバイスの構成およびプロセス技術ならびに利用技術および材料試験法に関する教育・研究をする。	電 気 電 子 材 料 学 電 子 デ バ イ ス 工 学
		電子システム工学	計測工学、制御工学、超音波工学、マイクロ波工学、レーザ工学、放射線工学、医用電子工学等に計算機および人工知能を組合せたシステムに関する教育・研究をする。	電 気 電 子 計 測 工 学 応 用 エ レ ク ト ロ ニ ク ス
材 料 化 学	<p>現行の技術革新の流れの中で、先端材料に係る分野は特に重要でそのニーズは極めて多岐にわたり、その先端技術に応える多くの新素材開発のためのシーズが強く要求されている。これらの社会的趨勢を踏まえて、その基礎を形成する大講座を設定する。材料化学専攻における大講座の基本は材料化学の基礎分野と各材料分野との間の学際的連繋により、それらが有機的に機能化し、より幅広い独創的な成果が得られるように教育・研究指導されることが望ましい。</p> <p>これらに対応する大講座の名称を、「エネルギー材料化学」、「無機材料化学」、「有機材料化学」、「計測材料設計化学」、「バイオ材料設計・合成化学」、「有機材料設計・合成化学」とする。</p>	エネルギー材料化学	クリーン化学エネルギーの効率的利用をめざし、エネルギー変換材料の合成、構造、性質と機能およびその応用に関する教育・研究をする。	電 気 化 学 エ ネ ル ギ ー 変 換 材 料 機 能 性 材 料 合 成
		無機材料化学	工業上重要な無機ファイン材料の開発とその製造方法に関する教育・研究および有用化学物質の生産システム、製造装置の設計と解析に関する教育・研究をする。	無 機 材 料 設 計 無 機 材 料 合 成 機 能 性 セ ラ ミ ッ ク ス 高 温 反 応 学
		有機材料化学	高性能・高機能を有する高分子材料の開発とその製造方法、構造物性・加工方法などに関する教育・研究をする。	高 分 子 合 成 化 学 高 分 子 物 性 機 能 性 高 分 子 複 合 材 料
		計測材料設計化学	微量環境試料・生体試料・新素材試料の化学計測法の新しい技術開発及び物質機能の解明などに関する教育・研究を行う。	環 境 分 析 化 学 物 質 計 測 化 学
		バイオ材料設計・合成化学	バイオテクノロジー、バイオサイエンスの主要ターゲットとなる核酸、タンパク質などの機能性生体分子の設計及び創製ならびに機能発現機構に関する研究・教育を行う。	機 能 性 核 酸 設 計 ・ 合 成 化 学 病 原 微 生 物 学 バ イ オ ミ メ テ ィ ッ ク 化 学 生 物 無 機 化 学 生 体 機 構 プ ロ セ ス 学
		有機材料設計・合成化学	高性能性・高機能性材料の開発の基礎となる各種高性能性・高機能性分子の設計及び合成を目的とし、有機反応化学・有機合成化学・有機光化学などを習得し、新しい物質の設計及び合成と、それに関わる技術について教育・研究を行う。	有 機 反 応 化 学 有 機 合 成 化 学 有 機 光 化 学 物 性 有 機 化 学

専攻名	内 容	大 講 座 名	内 容	教 育 ・ 研 究 分 野
機 械 工 学	<p>高性能化、高機能化、高知能化された機械を、省エネルギー、環境汚染低減を実現しながら、しかも短期間に効率よく設計し製造するという、機械工学への期待は大きく、課せられた課題は厳しい。</p> <p>このような状況をふまえ、本専攻では「材料機能工学」、「熱流体工学」、「知的制御システム工学」、「機械システム工学」の大講座を設定し、各講座協力して、課せられた課題の実現に取り組む。</p>	材 料 機 能 工 学	時代のニーズに応える高性能な機械を実現するため、材料の高機能化や加工性の飛躍的な向上が強く要請されている。この講座では、材料強度、加工プロセス、耐環境性、機能材料、マイクロ・ナノテクノロジー、トライボロジーなどの研究と教育を行う。	材 料 力 学 材 料 工 学 表 面 工 学 マ イ ク ロ ・ ナ ノ 工 学 生 産 加 工 工 学
		熱 流 体 工 学	省エネルギー、環境汚染低減などの観点から、熱と流体に関する基礎的・応用的研究が強く要請されている。この講座では、燃焼、伝熱、流れ、エネルギー変換などの研究と教育を行う。	熱 工 学 流 体 工 学 エ ネ ル ギ ー 工 学
		知的制御システム工学	健康・安全・快適な人間生活の実現のため、知能を備えた高度な機械システムの実現が強く要請されている。この講座では、ロボット、センサ、アクチュエータ、バイオメカニクス、パーソナルリアリティなどの研究と教育を行う。	制 御 工 学 シ ス テ ム 制 御 ロ ボ ッ ト 工 学
		機 械 シ ス テ ム 工 学	機械を高精度かつ効率よく設計し製造するため、要素技術とシステム化技術の統合的発展が強く要請されている。この講座では、設計法、CAD/CAM/CAE、機械要素、応力解析、振動解析、音響解析、バイオエンジニアリング、自動車工学、航空宇宙工学などの研究と教育を行う。	機 械 要 素 設 計 工 学 設 計 生 産 シ ス テ ム 自 動 車 工 学 航 空 宇 宙 工 学

専攻名	内 容	大 講 座 名	内 容	教 育 ・ 研 究 分 野
建 設 シ ス テ ム 工 学	建設システム工学専攻は人類が歩むべき方向を探求するという大局的な立場から、我が国の自然環境、社会環境に立脚して、どのような社会、文明・文化を建設するか、その実現のための計画と方法を見出そうとするものである。従って、本専攻においては人間活動のみでなく、地域社会、国際社会の歴史的背景にもとづき、かつ、未来社会のより好ましい文化形成に対応する多様な施設やその建設技術を自然災害や環境、さらに福祉の立場からも考慮して、工学的な面から総合的に扱う専攻である。これらに対応して、大講座の名称を「土木構造・材料学」、「地圏環境・計画学」、「水圏環境・生態学」、「建築構造・材料学」、「建築計画・意匠学」、「建築環境・設備学」とする。	土木構造・材料学	土木構造物の力学特性を、弾性論、塑性論を基礎に解析する手法を学び、さらに、構造物を構成する、鋼およびコンクリート材料の特性および鋼構造、鉄筋コンクリート構造の力学、構造特性を修得しつつ、これらの構造物の弾性設計、耐震設計へと発展させる技術を教育、研究する。	構造解析・鋼構造学 コンクリート工学 鉄筋コンクリート工学 耐震工学
		地圏環境・計画学	土木に関連する各種施設を構築するに際し、その基礎となる地盤の物理的・力学的特性を的確に評価しながら、経済性に十分配慮した施設の利用や配置計画を策定し、更に地震防災の観点から地域全体の安全システムを確保するための調査・計画・設計の技術を教育・研究する。	地盤工学 土木計画学 防災工学
		水圏環境・生態学	土木工学の今日的課題である自然環境との調和をはかるため、河川などの水圏環境を中心に、水理・水文学などによって土木事業による非生物的環境の人為的变化を把握した上で、生態学的に野生生物に十分配慮した工法を確立するための技術を総合的に教育・研究する。	水理学 水文学 河川環境工学 環境工学 応用生態工学
		建築構造・材料学	各種建築物およびこれらを構成する構造材料の力学的特性を評価して、建築物の構造安全性を踏まえた静的および動的設計のための技術を教育・研究する。	構造解析 鋼構造 鉄筋コンクリート構造 構造材料
		建築計画・意匠学	社会を構築する各種設備を文化的総体・生活機能システムとしてとらえ、歴史的な文脈をふまえ、未来社会における生活空間の創造的提案のために、都市・地域・建築の計画・設計の技術を教育・研究する。	地域計画・都市計画 建築計画・建築設計 建築史・建設技術史
		建築環境・設備学	社会を物理学・化学・生物学的な自然環境およびそれらを有機的に活用する人為的環境の条件にあるトータル・システムとして捉え、新たな社会要求に対応した生活・生産のための建築環境の創造、人にやさしい建築設備を構築する技術を総合的に教育・研究する。	環境工学 建築設備工学

Master's Course

Divisions	Research Groups	Subjects
Electrical Engineering and Electronics	Electric Power Engineering	Electric Power Engineering Electric and Electronic System Engineering
	Information and Communication Systems Engineering	Information Processing Systems Signal Processing and Communication Systems Multimedia Communication Systems
	Material and Device Engineering	Electric and Electronic Materials Electronic Device Engineering
	Electronic Systems	Electric and Electronic Measurements Applied Electronics
Materials Chemistry	Chemistry of Energy Materials	Electrochemistry Materials for Energy Conversion Synthesis of Functional Materials
	Chemistry of Inorganic Materials	Chemical Design for Advanced Inorganic Materials Synthesis of Inorganic Materials Advanced Functional Ceramics Reaction of High Temperature Materials
	Chemistry of Organic Materials	Synthetic Chemistry of Polymers Physical Properties of Polymers Functional Polymers Polymer Composite Materials
	Instrumentation Chemistry of Materials Design	Environmental Analytical Chemistry Biological Analytical Chemistry Applied Analytical Chemistry
	Chemistry for Design and Synthesis of Biomaterials	Chemistry for Design and Synthesis of Biofunctional Nucleic Acid Compounds Pathogenic Microbiology Biomimetic Chemistry Bioinorganic Chemistry Bio-integration Processing
	Organic Material Design and Synthetic Chemistry	Organic Reaction Chemistry Organic Synthetic Chemistry Organic Photochemistry Physical Organic Chemistry
Mechanical Engineering	Advanced Materials and Structures Engineering	Strength of Materials Materials Engineering Surface Engineering Nano-Micro Engineering Production Process Engineering
	Thermal Fluid Engineering	Thermal Engineering Fluid Engineering Energy Engineering
	Intelligent Control System Engineering	Control Engineering System Engineering Robotics
	Mechanical System Engineering	Machine Elements Design Engineering Design and Manufacturing System Bio Engineering Automotive Engineering Aero-Space Engineering

Divisions	Research Groups	Subjects
Construction System Engineering	Structural Engineering and Construction Materials	Structural Analysis and Steel Structure Concrete Technology Reinforced Concrete Engineering Seismic Resistance Engineering
	Earth Environment and Planning	Geotechnical Engineering Civil Engineering Planning Disaster Prevention Engineering
	Environmental Engineering in Hydrosphere and Ecology	Hydraulics Hydrology Environmental Engineering in Hydrosphere Ecology
	Structural Engineering and Building Materials	Structural Analysis Steel Structures and Reinforced Concrete Structures Building Materials and Material Science
	Architectural Design and Planning	Regional Planning/Urban Planning Architectural Planning/Architectural Design History of Architecture and Construction Technology
	Environmental Engineering	Environmental Engineering Building Equipment Engineering



博士後期課程の教育・研究分野内容

専攻名	大講座名	内 容	教 育 ・ 研 究 分 野	
			名 称	内 容
電 気 ・ 材 料 工 学	電気・電子システム工学	電気エネルギーの発生、伝送、変換、制御および利用に必要な基礎技術にエレクトロニクス技術を融合させた新しいシステムならびに計測工学、制御工学、超音波工学、マイクロ波工学、レーザ工学、放射線工学、医用電子工学等の応用技術に関する教育・研究をする。	電気エネルギー工学	電気エネルギーおよび自然エネルギー関連技術に関する教育・研究
			電気電子システム工学	電気エネルギーの各種利用形態のうちの電気電子機器システム、静電気応用システム等分野に関する教育・研究
			電気電子計測工学	電気電子計測の基礎のほか、計算機との組合せによって超音波、マイクロ波、光波、放射線等の信号を利用する応用計測システムに関する教育・研究
			応用エレクトロニクス	制御技術の産業面での応用、加工技術としての超音波、ラジオ波、マイクロ波、光波、放射線等の応用および医学的応用に関する教育・研究
電 気 工 学	情報通信システム工学	データ、音声・音響、画像等の情報の伝送、変換、加工、蓄積、検索を含む情報通信システムおよび人工知能に関する教育・研究をする。	計算機工学	計算機のハードウェアおよびソフトウェアに関する教育・研究
			情報伝送工学	光通信、移動通信、衛星通信などニューメデアの通信方式を対象とする情報伝送工学に関する教育・研究
電 気 工 学	材料プロセス・デバイス工学	電気電子材料の物性およびプロセス技術、電子デバイス構造およびプロセス技術ならびに利用技術および材料試験法に関する教育・研究をする。	電気材料工学	導体、半導体、誘電体、磁性体、超電導体等の電気電子材料の基礎的特性およびプロセス技術ならびにそれらの複合体を含む利用技術に関する教育・研究
			電子デバイス工学	光エレクトロニクス、バイオエレクトロニクス、超電導等を利用する新しいデバイスも含む各種電子デバイスの特性および機能ならびにそれらの複合体に関する教育・研究
電 気 工 学	機能性材料開発工学	先端材料の開発に係わる基礎化学をはじめ、高性能・高機能を有する無機・有機、複合材料ならびに生体機能材料の開発とその製造方法、構造物性、加工技術などにに関する教育・研究をする。	材料設計工学	地球環境に優しい、物性、機能、情報を包含した新しい材料の開発を目的として、材料の分析計測システム、生体機能材料、有機反応などに関する教育・研究
			先端材料工学	高性能・高機能を有する無機材料、有機高分子材料・複合材料、エネルギー変換材料および先端有機物性材料の合成、構造、物性ならびに製造工程に関する教育・研究

専攻名	大講座名	内 容	教 育 ・ 研 究 分 野	
			名 称	内 容
生 産 ・ 建 設 工 学	機 械 工 学	時代のニーズに応える高性能な機械を、省エネルギー、環境汚染低減を満たしながら創成するため、材料の高機能化や加工性の向上ならびに熱と流体に関する基礎および応用的研究が強く要請されている。この講座では、材料強度、加工プロセス、機能材料、マイクロ・ナノテクノロジー、燃焼、流れ、エネルギー変換などの研究と教育を行う。	材 料 機 能 工 学 熱 流 体 工 学	材料、材料機能、弾性学、腐食、マイクロ・ナノプロセスなどに関連する分野の教育・研究 伝熱、流体、燃焼、流体力学、エネルギー変換、流体機器などに関連する分野の教育・研究
	機 械 シ ス テ ム 工 学	健康・安全・快適な生活スタイルを実現するための知能を備えた高度な機械システムの製造技術の開発、また機械を高精度で効率よく製造するための要素技術とシステム化技術の統合的発展が強く要請されている。この講座では、ロボット、センサ、アクチュエータ、バイオメカニクス、バーチャルリアリティ、設計法、CAD/CAM/CAE、機械要素、振動解析、音響解析、自動車工学、航空宇宙工学などの研究と教育を行う。	知 的 制 御 シ ス テ ム 工 学 機 械 シ ス テ ム 設 計 工 学	制御、システム工学、計測、ロボット、情報処理などに関連する分野の教育・研究 機械要素、設計法、CAE、複合ダイナミクス、バイオエンジニアリング、自動車工学、航空宇宙工学などに関連する分野の教育・研究
	社 会 開 発 工 学	我が国の自然環境にマッチした国土開発を主眼とし、従来の国土開発に対し反省を加えて21世紀にふさわしい持続可能な社会開発を行うための計画、各種構造物の静的・動的設計法、防災対策および生態・陸水に関する理論と技術の専門的教育・研究をする。	土 質 お よ び 地 盤 工 学 構 造 お よ び 土 木 情 報 工 学 社 会 開 発 お よ び 計 画 学	土質構造物および岩を含む各種構造物の基礎地盤の静的・動的安定性に関する理論と設計法に関する教育・研究 コンクリートおよび鋼構造物の最適設計ならびに土木工学に関連する全ての情報の蓄積および探索を行い、各種構造物の合理的設計法を確立するための教育・研究 持続可能な水資源開発を行うための水利計画・河川管理、ダム等の水利構造物の生態系にマッチした建設および都市計画（環境整備）等についての教育・研究
	都 市 建 築 工 学	文化環境の造形と地域の様相を踏まえた総合的な生活空間施設の計画・整備。 各種施設の安全性・経済性を考慮した静的および動的設計のための技術ならびに新たな社会的要求に対応した生活・生産のための環境、材料の開発・保全管理の技術の研究教育をする。	材 料 お よ び 施 工 学 建 築 設 計 ・ 計 画 工 学 建 築 構 造 工 学 建 築 環 境 ・ 設 備 工 学 建 築 材 料 工 学	コンクリートの基本特性、鉄筋の腐食と防食、新しい機能材料の開発、産業副産・廃棄物の有効利用、特殊コンクリートの施工およびコンクリート構造物のメンテナンスに関する教育・研究 建築計画、建築意匠設計、都市計画および建築史に関する教育・研究 構造物の弾・塑性解析および地震応答解析を踏まえた耐震工学、地震工学の教育、研究および弾塑性論、座屈論にもとづく鋼構造、鉄筋コンクリート構造の教育・研究 建築環境工学を踏まえた建築設備、とくに制御・調整および保全・管理技術の教育・研究 建築材料とくに構造物のうちコンクリート材料の開発、および施工技術の保全・管理技術の教育・研究

Doctor's Course(of 3 years beyond the Master's)

Divisions	Research Groups	Subjects
Electricity and Materials Engineering	Electric and Electronic System Engineering	Electric Power Engineering Electric and Electronic System Engineering Electric and Electronic Measurements Applied Electronics
	Information and Communication Systems Engineering	Information Processing Systems Signal Processing and Communication Systems Multimedia Communication Systems
	Material and Device Process Engineering	Electric and Electronic Materials Electronic Device Engineering
	Development of Functional materials	Chemistry of Materials Design Chemistry of Advanced Materials
Production and Construction Engineering	Mechanical Engineering	Advanced Materials and Structures Engineering Thermal Fluid Engineering
	Mechanical System Engineering	Intelligent Control System Engineering Mechanical System Design Engineering Automotive Engineering Aero-Space Engineering
	Infrastructural Engineering	Advanced Geotechnical Engineering Structural Engineering and Informatics Land Development and Planning Materials Science and Construction Methods
	Architectural Planning and Engineering	Architectural Design and Planning Structural Engineering in Architecture Architectural Environment and Equipment Planning Building Materials and Materials Science

第27条第1項の別表

工学研究科博士後期課程

【電気・材料工学専攻】

授業科目の名称	授業を行なう年次	単位数	
		必修	選択
〔専攻共通演習〕			
電気・電子システム工学演習	1年次		2
情報通信システム工学演習	1年次		2
材料プロセス・デバイス工学演習	1年次		2
機能性材料開発工学演習	1年次		2
〔特別研究(研究指導)〕			
電気・電子システム工学特別研究	1～3年次		
情報通信システム工学特別研究	1～3年次		
材料プロセス・デバイス工学特別研究	1～3年次		
機能性材料開発工学特別研究	1～3年次		

工学研究科博士後期課程

【生産・建設工学専攻】

授業科目の名称	授業を行なう年次	単位数	
		必修	選択
〔専攻共通演習〕			
機械工学演習	1年次		2
機械システム工学演習	1年次		2
社会開発工学演習	1年次		2
都市建築工学演習	1年次		2
〔特別研究(研究指導)〕			
機械工学特別研究	1～3年次		
機械システム工学特別研究	1～3年次		
社会開発工学特別研究	1～3年次		
都市建築工学特別研究	1～3年次		

## 履 修 基 準

### (1) 博士前期課程

授業科目	履修単位数
専攻共通講義	4 単位以上
講 義(特論)	14単位以上
演 習	6 単位
特 別 研 究	6 単位
必要な単位数	合計：30単位以上

### (2) 博士後期課程

指導教授の指導により特別研究を行う。

ただし、専攻共通演習 2 単位以上を履修する。

## 成績評価基準

評価	評 点	合 否
優	80～100点	合 格
良	70～79点	
可	60～69点	
不可	59点以下	不 合 格

教育課程表

経営情報科学研究科 博士前期課程

経営情報科学専攻

	授 業 科 目	単位数	履修年次	担 当 教 員 名	教職科目		
					情報	商業	
専攻共通講義	マクロ経済学	2	1～2年次	河合 伸		○	
	ミクロ経済学	2	1～2年次	河合 伸		○	
	応用確率統計論	2	1～2年次	内藤 克浩、梶 克彦	○		
	経営原理論	2	1～2年次	吉成 亮		○	
	国際経営論	2	1～2年次	佐々木 賢治、竹内 弘之、加藤 典孝、神尾 隆		○	
	経営戦略論	2	1～2年次	大西 匡、蛇川 忠暉、柘植 映二、佐々木 賢治、竹内 弘之		○	
	経営組織論	2	1～2年次	小橋 勉		○	
	管理会計論	2	1～2年次	大倉 雄次郎		○	
	知的財産権	2	1～2年次	日比野 香	○		
	コンピュータ基礎論	2	1～2年次	伊藤 暢浩	○		
	データベース論	2	1～2年次	黒河 富夫、鈴木 晋	○		
	ネットワーク論	2	1～2年次	水野 忠則、田 学軍	○		
特 論	経営システム関連分野	経営システム論	2	1～2年次	鈴木 達夫、近藤 高司	○	
		品質マネジメント・システム論	2	1～2年次	杉山 哲朗	○	
		生産マネジメント・システム論	2	1～2年次	田村 隆善、原嶋 茂	○	
		ヒューマンリソース・マネジメント論	2	1～2年次	加藤 里美		○
		ロジスティクス・システム論	2	1～2年次	野村 重信	○	
		マーケティング・マネジメント論	2	1～2年次	小磯 正樹	○	
		オペレーションズ・リサーチ	2	1～2年次	田村 隆善、原嶋 茂	○	
		ベンチャー・ビジネス論	2	1～2年次	富田 茂		○
		システム・マネジメント論	2	1～2年次	山本 勝	○	
		技術経営戦略論	2	1～2年次	石井 成美、後藤 時政		○
	意思決定論	2	1～2年次	小田 哲久		○	
	情報システム関連分野	情報システム論	2	1～2年次	石井 直宏	○	
		ソフトウェアデザイン論	2	1～2年次	小林 正	○	
		メディアコンピューティング	2	1～2年次	末永 康仁、北坂 孝幸	○	
		コンピュータ・グラフィックス論	2	1～2年次	水野 慎士、松河 剛司	○	
		情報セキュリティ論	2	1～2年次	菱田 隆彰	○	
		知能情報コンピューティング	2	1～2年次	鬼頭 繁治	○	
		信頼性情報論	2	1～2年次	中川 暲夫	○	
		数理計画法	2	1～2年次	伊藤 雅	○	
コミュニケーションとコンピューテーション論		2	1～2年次	河辺 義信、横井 茂樹	○		
安全システム論		2	1～2年次	中條 直也	○		
コンピュータビジョン	2	1～2年次	森本 正志、澤野 弘明	○			
財務システム関連分野	財務会計システム論	2	1～2年次	野村 健太郎		○	
	国際会計論	2	1～2年次	野村 健太郎		○	
	経営分析論	2	1～2年次	岡崎 一浩		○	
	経済性分析論	2	1～2年次	田村 隆善		○	
	監査論	2	1～2年次	大倉 雄次郎		○	
	ファイナンシャル・マネジメント論	2	1～2年次	野村 健太郎		○	
	リスクマネジメント論	2	1～2年次	岡崎 一浩		○	
	内部統制論	2	1～2年次	小森 清久		○	
	財務諸表論	2	1～2年次	坂本 孝司		○	
	原価計算論	2	1～2年次	柘 紫乃		○	
演習・特別研究	特別演習(必修)	6	1～2年次	大学院担当全教員	○	○	
	特別研究(必修)	6	1～2年次				
	ワークショップ	2	1～2年次	大学院担当教員			
	インターンシップ	2	1～2年次	栗津 敬雄			

※(必修)以外は全て選択科目

専攻名	内 容	専 門 分 野	内 容
<p>経営情報科学専攻</p>	<p>経営諸問題について、情報技術などの高度な専門を活用して、経営に関わる情報を迅速に収集・分析し、それらを基に経営諸問題の解決に取り組み、適切に問題解決ができる高度専門職業人や研究マインド保有者および博士後期課程進学者を養成することとする。</p>	<p>経営システム関連</p>	<p>本経営システム関連分野は位置づけを3つに識別しうるところにある。第1は、経営体としての構造全体性を理解するために、専攻共通講義として、「マクロ経済学」、「ミクロ経済学」、「経営原理論」、「経営組織論」、「国際経営論」、「経営戦略論」とその下での行動を主対象とする「経営システム論」、製品品質や製品生産品質のみならず経営品質の全般をも対象とする「品質マネジメント・システム論」を配置する。第2は、当該の機能レベルに固着せずに機能別システムについて教育研究を行う。ここでの専門科目には、「生産マネジメント・システム論」、「ヒューマン・リソース・マネジメント論」、「ロジスティクス・システム論」、「マーケティング・マネジメント論」、「技術経営戦略論」を配置する。第3は、意思決定上の諸問題・諸課題に対し、工学的技法や数理学の応用を教育研究する経営数理学である。ここでの専門科目には、「オペレーションズ・リサーチ」、「意思決定論」を配置する。なお、今日の日本経済の回生策、地域経済の活性化策として、新しい企業の創生を図る必要が高く、これを履修できるために「ベンチャービジネス論」、「システム・マネジメント論」を設置した。基礎科目群、情報システム関連分野や財務システム関連分野の履修を踏まえつつ、「特別演習」と「特別研究」さらにはインターンシップの履修を通じ、経営諸問題・諸課題の発見、その問題解決に必要な情報処理能力、意思決定能力、そして管理能力の発揮に必要な統合能力およびリーダーシップを修得せしめる。</p>
		<p>情報システム関連</p>	<p>本情報システム関連分野は情報システム分野のソフトウェア技術の基礎教科として「コンピュータ基礎論」を学び、院生の基礎学力を育成し、経営システム、財務システム分野の中で基幹技術としての新しい情報システム技術の展開に力点を置くところに本課程編成の特色を有している。教育研究分野として、3分野の情報科学の共通基礎として重要となる「数理計画法」「応用確率統計論」、情報システム分野のコンピュータとネットワークの基礎としての「データベース論」、つぎに「ネットワーク論」、これらの情報システムおよびネットワーク情報の保護のための「信頼性情報論」を行う。また、近年の経営システム、財務システムと情報技術の融合した基礎技術となる「情報セキュリティ論」、「知能情報コンピューティング」、「メディアコンピューティング」、「情報システム理論」、「ソフトウェアデザイン論」「コンピュータ・グラフィックス論」、「コミュニケーションとコンピューテーション」、「安全システム論」、「コンピュータビジョン」を取り上げている。基礎科目群、経営システム関連分野や財務システム関連分野の履修を踏まえつつ、「特別演習」と「特別研究」さらにはインターンシップの履修を通じ、経営諸問題・諸課題の発見、その問題解決に必要な情報処理能力、意思決定能力、そして管理能力の発揮に必要な統合能力およびリーダーシップを修得せしめる。</p>
		<p>財務システム関連</p>	<p>本財務システム関連分野は、経済主体における資金・財務の流れを解明・分析することが必要である。基礎的・中核的に配置する科目が「管理会計論」、「財務会計システム論」、「財務諸表論」である。そして、今日のグローバル化が連結会計を中心とする「国際会計論」を研究する必要がある。次いで、経済主体によって産出・公表される資料や情報を分析し解明していくために「経営分析論」や「経済性分析論」、「原価計算論」を配置する。さらに、財務情報が公表されていても、それが真実かつ公正であることが客観的に保証される必要があり、「監査論」を配置する。そして、特に金融商品、デリバティブなどに関する科目は必要であり、「ファイナンシャル・マネジメント論」を配置した。最後に、最近の資金・財務をめぐる経営活動のリスクは大規模になっている。そこで、「リスクマネジメント論」、「内部統制論」を設置した。以上、財務システムに関係して、急激に変化する環境下であって、さらに、グローバル化状況も視野に入れて、必要と考えられる科目を配置した。基礎科目群、経営システム関連分野や情報システム関連分野の履修を踏まえつつ、「特別演習」と「特別研究」さらにはインターンシップの履修を通じ、経営諸問題・諸課題の発見、その問題解決に必要な情報処理能力、意思決定能力、そして管理能力の発揮に必要な統合能力およびリーダーシップを修得せしめる。</p>

経営情報科学研究科 博士後期課程  
経営情報科学専攻

授 業 科 目	履修年次	単 位 数		担 当 教 員 名
		必 修	選 択	
経営システム特殊研究Ⅰ	1年次		2	鈴木 達夫、近藤 高司、田村 隆善、小田 哲久、野村 重信 石井 成美、藤井 勝紀、服部 洋児、後藤 時政、加藤 里美 小林 富雄、丸山 恭司、山本 勝
経営システム特殊研究Ⅱ	1年次		2	
情報システム特殊研究Ⅰ	1年次		2	末永 康仁、鬼頭 繁治、伊藤 雅、鈴木 晋、小林 正 中村 栄治、水野 忠則、中條 直也、黒河 富夫、森本 正志 鳥居 一平、伊藤 暢浩、水野 慎士、河辺 義信、菱田 隆彰 小野木 克明、北坂 孝幸、澤野 弘明、松河 剛司 内藤 克浩、梶 克彦、石井 直宏、中川 覃夫
情報システム特殊研究Ⅱ	1年次		2	
財務システム特殊研究Ⅰ	1年次		2	岡崎 一浩、小森 清久、坂本 孝司、野村 健太郎 大倉 雄次郎
財務システム特殊研究Ⅱ	1年次		2	
研 究 指 導 Ⅰ	1～3年次	4		鈴木 達夫、近藤 高司、末永 康仁、田村 隆善、鬼頭 繁治 伊藤 雅、石井 成美、中條 直也、小田 哲久、野村 重信 岡崎 一浩、小森 清久、鈴木 晋、小林 正、中村 栄治 水野 忠則、黒河 富夫、坂本 孝司、藤井 勝紀、服部 洋児 森本 正志、水野 慎士、後藤 時政、加藤 里美、鳥居 一平 伊藤 暢浩、河辺 義信、菱田 隆彰、小野木 克明 北坂 孝幸、澤野 弘明、松河 剛司、内藤 克浩、小林 富雄 梶 克彦、丸山 恭司、野村 健太郎、山本 勝、石井 直宏 中川 覃夫
研 究 指 導 Ⅱ	1～3年次	4		
研 究 指 導 Ⅲ	1～3年次	4		

博士後期課程教育・研究内容

専攻名	内 容	専 門 分 野	内 容
経 営 情 報 科 学 専 攻	博士後期課程では、複雑化する経営情報科学における高度な専門の研究開発を担い、博士前期課程修了者よりもさらに高い分析能力や問題解決能力を有する高度専門技術職業人や、自立して研究の発展に取り組む研究者を養成することとしたい。	経営システム特殊研究	<p>経営システム関連分野には、いかに企業などの組織体を長期発展させるかという観点から、ITによる情報システム中心の「IT経営情報システム」の研究が盛んに行われている。その一方で、近年ではITに拠らない「非IT経営情報システム」の研究、さらにはITと非ITの相補作用からなる「経営情報システム」の研究へと総合化の途を歩み始めている。</p> <p>ゆえに、博士後期課程では「経営システム特殊研究」と「研究指導」の履修を通じ、いかなる院生であっても、上記の潮流を踏まえて重点研究を担うことや、あるいは自由な発想で新機軸の研究開発を担うように支援されるか、このような支援をベースとする指導教員と院生の関係強化を図ると同時に、院生が自立してさまざまな関係を構築し関係拡張ができるような指導にも力を入れることが博士後期課程編成の特色となる。</p> <p>具体的な教育研究分野として、「経営システムの教育研究」、「品質マネジメント・システムの教育研究」、「生産マネジメント・システムの教育研究」、「ヒューマンリソース・マネジメントの教育研究」、「ロジスティック・システムの教育研究」、「マーケティング・マネジメントの教育研究」、「オペレーションズ・リサーチの教育研究」、「ベンチャー・ビジネス論の教育研究」、「システム・マネジメントの教育研究」、「技術経営戦略論の教育研究」、などについて、基礎から応用までのテーマを取り上げる。</p>



	情報システム特殊研究	<p>博士後期課程では、高度情報システム設計、構築、運用が出来るように、大学院研究グループごとの活発な定期的研究講義、研究討論、研究発表を行う。ここでは国内外での先端的な情報システム研究・技術を取り上げ、教員と学生の一体化した教育、訓練の場としたい。この過程で博士研究のテーマを決定して、テーマ解決のため方法論の研究、開発、実践、評価が必要になる。これらで得られた研究成果は国内外の国際機関、著名な出版機関、研究学会誌に投稿することを奨励義務付ける。最後にこれらの発表論文をまとめた博士論文の提出が必要となる。博士後期課程の修了条件は同課程での研究成果と情報システム分野での高度の思考訓練とシステムの構築、運用が出来る経営情報技術者・知識人の育成が博士後期課程の課程編成の特色となる。</p> <p>具体的な教育研究分野として、「情報システムの統計情報科学の教育研究」、「情報分散・ネットワーク技術の教育研究」、「データマイニングの教育研究」、「知能情報コンピューティングの教育研究」、「情報システムの信頼性・セキュリティの教育研究」、「情報理論の教育研究」、「ソフトウェアデザイン論の教育研究」、「コンピュータ・グラフィックス論の教育研究」、「安全システム論の教育研究」、「コンピュータビジョンの教育研究」などについて、基礎から応用までのテーマを取り上げたい。</p>
	財務システム特殊研究	<p>博士後期課程では、経済主体における資金・財務の流れを高度に解明・分析できる能力を育成するために、大学院研究グループごとの定期的に活発な研究講義、研究討論、研究発表を行う。ここでは国内外での先端的な会計システムの研究、経営・経済分析研究、会計監査研究、ファイナンシャル・マネジメント研究、リスクマネジメント研究を取り上げ、教員と院生との密接な教育研究鍛錬の場とする。この過程で博士研究のテーマを決定して、テーマ解決のため方法論の開発、実践、評価が必要になる。ここでの研究成果は国内外の国際機関、著名な出版機関、研究学会誌などに投稿することを奨励義務付ける。このように、財務システム分野での思考訓練と高度な財務システムの評価、適正化、構築、運用が出来る高度専門知識人の育成が博士後期課程の課程編成の特色となる。</p> <p>具体的な教育研究分野として、「財務会計の教育研究」、「国際会計の教育研究」、「経営分析の教育研究」、「経済性分析の教育研究」、「監査論の教育研究」、「ファイナンシャル・マネジメントの教育研究」、「リスクマネジメントの教育研究」、「内部統制の教育研究」、「財務諸表の教育研究」、「原価計算の教育研究」などについて、基礎から応用までのテーマを取り上げる。</p>

博士前期課程修了要件単位

授 業 科 目	修了要件単位数
専 攻 共 通 講 義	6 単位以上
特 論	12単位以上
特 別 演 習 (必修)	12単位以上
特 別 研 究 (必修)	
ワークショップ	
インターンシップ	
合計 30単位以上	

博士後期課程修了要件単位

授 業 科 目	修了要件単位数
経営システム特殊研究	4 単位以上
情報システム特殊研究	
財務システム特殊研究	
研 究 指 導 (必修)	12単位以上
合計 16単位以上	

成績評価基準

評語	評 点	合 否
優	80~100点	合 格
良	70~79点	
可	60~69点	
不可	59点以下	不 合 格

## 一級建築士試験について

### 1. 一級建築士試験の受験資格について

「建築士試験の大学院における実務経験に係る科目」の授業科目を、専攻している専門領域（意匠、構造、設備）に従って所定の単位数を修得した場合に、一級建築士試験の受験資格の「建築に関する実務の経験」としてみなされます。

#### [建築に関する実務の経験としてみなされる単位数]

	実務経験年数を 1年とみなされる場合	実務経験年数を 2年とみなされる場合
①外部インターンシップ	4単位以上	14単位以上
②インターンシップ関連科目(演習・実習・実験)	8単位以下	8単位以下
③インターンシップ関連科目(講義)	8単位以下	8単位以下
合 計	15単位以上	30単位以上

## 2. 建築士試験の大学院における実務経験に係る科目

専門領域	授業科目	単位数		毎週授業時間数				担当教員名
		必修	自由	1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
意匠	[①外部インターンシップ]							
	意匠設計実習Ⅰ	*	4	(*1)				-
	意匠設計実習Ⅱ	*	6		(*2)			-
	意匠設計実習Ⅲ	*	6			(*3)		-
	意匠設計実習Ⅳ	*	4				(*4)	-
	[②インターンシップ関連科目(演習・実習・実験)]							
	建築設計演習A	*	2	4				宮本 好信
	建築設計演習B	*	2		4			宮本 好信
	建築歴史意匠設計演習	*	2			4		杉野 丞
	建築都市防災設計演習	*	2			4		建部 謙治
	建築都市環境設計演習	*	2		4			中井 孝幸
	[③インターンシップ関連科目(講義)]							
	建設システム工学特論Ⅰ		2			2		城戸 由能
	建築史特論Ⅰ		2	2				杉野 丞
	建築計画特論Ⅰ		2	2				建部 謙治
	建築計画特論Ⅱ		2		2			中井 孝幸
建築設計特論		2		2			宮本 好信	
構造	[①外部インターンシップ]							
	建築構造設計実習Ⅰ	*	4	(*1)				-
	建築構造設計実習Ⅱ	*	6		(*2)			-
	建築構造設計実習Ⅲ	*	6			(*3)		-
	建築構造設計実習Ⅳ	*	4				(*4)	-
	[②インターンシップ関連科目(演習・実習・実験)]							
	構造設計実務演習	*	2	4				山田 和夫
	建築構造材料実験演習	*	2		4			山田 和夫
	建築構造実験演習	*	2			4		山田 和夫
	構造解析演習	*	2		4			岡田 久志、曾我部 博之
	[③インターンシップ関連科目(講義)]							
	防災工学特論		2		2			横田 崇
	建設システム工学特別講義Ⅱ		2			2		倉橋 奨
	コンクリート工学特論Ⅱ		2		2			山田 和夫
	鋼構造特論		2	2				薩川 恵一
	構造解析特論Ⅱ		2		2			曾我部 博之
建築構造特論Ⅰ		2	2				薩川 恵一	
建築構造特論Ⅱ		2		2			岡田 久志	
建築材料学特論Ⅰ		2	2				山田 和夫	
設備	[①外部インターンシップ]							
	建築設備設計実習Ⅰ	*	4	(*1)				-
	建築設備設計実習Ⅱ	*	6		(*2)			-
	建築設備設計実習Ⅲ	*	6			(*3)		-
	建築設備設計実習Ⅳ	*	4				(*4)	-
	[②インターンシップ関連科目(演習・実習・実験)]							
	建築設備設計演習Ⅰ	*	2	4				佐野 泰之
	建築設備設計演習Ⅱ	*	2	4				河路 友也
	建築設備設計演習Ⅲ	*	2			4		佐野 泰之
	建築設備設計演習Ⅳ	*	2			4		河路 友也
	[③インターンシップ関連科目(講義)]							
	環境工学特論Ⅰ		2	2				河路 友也
	環境工学特論Ⅱ		2		2			佐野 泰之、武田 美恵
	建築設備特論Ⅰ		2	2				佐野 泰之
	建築設備特論Ⅱ		2		2			河路 友也
	環境調整設計学	*	2			2		武田 美恵
水環境特論		2			2		大八木 麻希	

\*印の科目は修了及び進級要件に含めない。

(\*1)：1年次夏季 週5日、1日8時間を4週間実施する。

(\*2)：1年次後期 週2日、1日8時間を15週間実施する。

(\*3)：2年次前期 週2日、1日8時間を15週間実施する。

(\*4)：2年次夏季 週5日、1日8時間を4週間実施する。

## 教育職員免許状の取得について

本学大学院において取得できる免許状、必要な条件等はつぎのとおりです。

### 取得できる教職免許状

免許の種類	免許教科	該当専攻
高等学校教諭専修免許状	工業	工学研究科博士前期課程 電気電子工学専攻 機械工学専攻 建設システム工学専攻
	理科	工学研究科博士前期課程 材料化学専攻
	情報	工学研究科博士前期課程 電気電子工学専攻 経営情報科学研究科博士前期課程 経営情報科学専攻
	商業	経営情報科学研究科博士前期課程 経営情報科学専攻
中学校教諭専修免許状	理科	工学研究科博士前期課程 材料化学専攻

### 基礎資格

1. 修士の学位を有すること。
2. 大学（学部）において、すでに高等学校教諭一種免許状（工業、理科、情報、商業）、中学校教諭一種免許状（理科）を修得しているか、同免許に必要な所定の単位を修得していること。

### 取得条件

1. 各所属専攻の教育課程表中にある「教職科目」欄の○印の科目から24単位以上修得すること。

# 愛知工業大学学位規程

(目 的)

**第1条** この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき、愛知工業大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

- (1) 学士（工学）
- (2) 学士（経営情報科学）
- (3) 修士（工学）
- (4) 修士（経営情報科学）
- (5) 博士（工学）
- (6) 博士（経営情報科学）

(学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、愛知工業大学学則の規定により、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、愛知工業大学大学院（以下「大学院」という。）学則の規定により、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、大学院学則の規定により、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 博士の学位は、前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、学力諮問により本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認めた者に授与することができる。

(学位論文の提出)

**第4条** 第3条第2項及び第3項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文を学長に提出するものとする。ただし、必要により参考論文を添付することができる。

2 第3条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、申請書に学位論文、学位論文簿の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び愛知工業大学博士学位授与申請等に関する取扱要領に定める論文審査手数料を添えて学長に提出する。

3 前項の申請の受理は、当該大学院教授会（以下「大学院教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。

4 学位論文は1編とし、3通を提出するものとする。

5 提出した論文及び論文審査手数料は返却しない。

（学位審査委員会）

**第5条** 学長が、申請を受理したときは、大学院教授会において指導教授を含む当該専攻から3名以上の教員を選出し、学位審査委員会を組織する。

2 学位審査委員会は、論文の審査及び試験に関する事項を担当する。

3 学位審査委員会が必要と認めたときは、本学大学院の他の専攻又は他の大学院等の教員等を学位審査委員会に加えることができる。

（論文の審査等の期間）

**第6条** 修士論文の審査については、学位論文は在学中に提出させ、審査及び試験を修了するものとする。

2 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、学位の授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、大学院教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

（学位論文の審査及び試験）

**第7条** 第5条第2項による試験は、論文の内容を中心とし、学識、研究能力等について筆記又は口頭により行なう。

2 第3条第4項の規定により学位の授与を申請する者は、学位論文の審査のほか、外国語及びその他その専攻科目について本学大学院の博士後期課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるための試問を行なうものとする。

3 前項の規定による外国語科目の試問は、1外国語以上を課すものとする。

（論文の審査及び試験の結果の報告）

**第8条** 学位審査委員会は、論文の審査及び試験の結果を大学院教授会に報告する。

（課程の修了及び学位論文の審査の議決）

**第9条** 大学院教授会は、前条の報告に基づいて第3条第2項及び第3項によるものについては課程の修了の可否、第3条第4項によるものについては、その論文の審査及び学力諮問の合否について議決をする。

2 別項の議決は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位記の授与)

**第10条** 学長は、前条の議決に基づいて第3条第2項及び第3項によるものについては課程の修了を、第3条第4項によるものについては学位の授与を決定し、学位記を授与するものとする。

2 学位記は、様式1、2及び3のとおりとする。

(様式省略)

(学位論文及び審査結果の要旨の公表)

**第11条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文(以下、「博士学位論文」という。)の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科教授会の承認を受けて、博士学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその博士学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない理由が無くなった場合、博士の学位を授与された者は、当該博士学位論文の全文を公表するものとする。

3 前2項に規定する博士の学位を授与された者が行う公表は、インターネットの利用によって行うものとし、第1項の規定により、公表する場合は、学位の次に「愛知工業大学審査学位論文」と、また前項の規定により公表する場合は学位の次に「愛知工業大学審査学位論文の要約」と明記しなければならない。

4 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用によって公表するものとする。

(リポジトリの運用)

**第11条の2** 前条のインターネットの利用による公表は、原則として「愛知工業大学学術情報リポジトリ」(以下、「リポジトリ」という。)によって行うものとし、博士の学位を授与された者が行う公表は、本学が協力するものとする。

2 リポジトリの利用に関する事項は、別に定める。

(学位の名称の使用)

**第12条** 本学において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位の次に「(愛知工業大学)」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

**第13条** 本学において学位を授与された者で、次の各号の一に該当するときは、学長は、学士の学位にあっては教授会、修士及び博士の学位にあっては大学院教授会の議を経て授与した学位を取消すものとする。

- (1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為のあったとき。

附則の記載については省略



# 愛知工業大学博士学位授与申請等 に関する取扱要領

## 第1章 総則

(趣 旨)

**第1条** 愛知工業大学（以下「本学」という。）における博士の学位授与の申請等については、本学の学位規程のほか、この取扱の定めるところによる。

## 第2章 課程修了による学位授与申請等

(課程申請者)

**第2条** 課程修了による学位授与申請者（以下「課程申請者」という。）は、本学大学院学則第15条に規定する授業科目の授業及び研究指導が終了した者でなければならない。

(論文受理の専攻内審査)

**第3条** 課程申請者は、学位授与の申請に先立ち、次の書類を指導教授を経て所属する専攻に提出し、論文受理について事前の審査を受けるものとする。

- (1) 博士論文の草稿
  - (2) 論文の内容の要旨（所定用紙、2000字程度）
- 2 当該専攻は、提出された論文が専攻の定めるところにより、学位授与の審査に値するか否かを審査し、論文受理の可否を決定する。
- 3 指導教授は、論文受理の専攻内審査の結果を課程申請者に通知するものとする。
- 4 課程申請者が第1項の書類を提出する時期は、原則として学位授与申請時期の約2か月前とする。

(申請の必要条件)

**第4条** 課程申請者は、論文提出までに査読のある学会誌等に、本人が筆頭著者の研究論文が1件以上発表（掲載許可を含む。）のあることを要する。

(学位授与の申請)

**第5条** 課程申請者は、専攻内審査の結果、論文受理が可となった場合、次の書類を指導教授の確認を経て、学長に提出する。

- (1) 学位授与申請書（所定用紙） 1通
- (2) 博士論文 1編（A4版、原則として横書き。） 3通
- (3) 論文の内容の要旨（所定用紙、2000字程度） 4通

- (4) 論文目録 (所定用紙) 4通
- (5) 参考論文 (必要のある場合に限る。) 3通
- (6) 履歴書 (所定用紙) 4通

(学位授与の申請時期)

**第6条** 学位授与の申請は、在学中に行うものとし、前期入学者にあつては1月、後期入学者にあつては7月の所定の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、課程申請者が博士課程に3年を超えて在学している場合は、別に定める時期にも学位授与申請書等を提出することができる。

(主査)

**第7条** 学位規程の定めるところにより設置された学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）に、主査1名を置く。

2 主査は、論文審査等の総括を行うものとする。

(論文公聴会)

**第8条** 審査委員会は、論文審査等に先立ち、主査を司会者とする学位論文公聴会（以下「論文公聴会」という。）を開催するものとする。

2 課程申請者は、論文公聴会で論文の発表を行うものとする。

(論文審査等の結果の報告等)

**第9条** 審査委員会は、論文審査等が終了した後、次の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 審査済の博士論文 3通
- (2) 論文審査の結果の要旨 (所定用紙) 1通
- (3) 最終試験の結果報告 (所定用紙) 1通
- (4) 論文の内容の要旨 (主査が確認したもの) 1通

2 主査は、論文審査等の結果を、当該大学院研究科教授会（博士後期課程）において報告するものとする。

### 第3章 論文提出による学位授与申請等

(論文申請者)

**第10条** 論文提出による学位授与申請者（以下「論文申請者」という。）は、論文の内容を包括する専攻（以下「世話専攻」という。）と論文の内容に関連のある研究指導教授（以下「世話教授」という。）を定め、学位授与の申請に関し世話教授の指導を受けるものとする。

(論文受理の専攻内審査)

**第11条** 論文申請者は、学位授与の申請に先立ち、次の書類を世話教授を経て世話専攻に提出し、論文受理について事前の審査を受けるものとする。

- (1) 博士論文 (草稿でも可)
- (2) 論文の内容の要旨 (所定用紙、2000字程度)

2 世話専攻内審査及びその結果の通知は、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 論文申請者が第1項の書類を提出する時期は、随時とする。

(申請の必要条件)

**第12条** 論文申請者は、論文提出までに次に掲げる各号の条件を満たしていなければならない。

- (1) 査読のある学会誌等に、本人の関与が明確な研究論文が3件以上発表(掲載許可を含む。)されていること。
- (2) (1)のうち少なくとも1件は本人が主たる研究を行ったもので、学位請求論文の内容を含むものとする。

(学位授与の申請)

**第13条** 論文申請者は、世話専攻内審査の結果、論文受理が可となった場合、次の書類等を世話教授の確認を経て、学長に提出する。

- (1) 学位授与申請書 (所定用紙) 1通
- (2) 博士論文 1編 (A4版、原則として横書き。) 3通
- (3) 論文の内容の要旨 (所定用紙、2000字程度) 4通
- (4) 論文目録 (所定用紙) 4通
- (5) 参考論文 (必要のある場合に限る。) 3通
- (6) 履歴書 (所定用紙) 4通
- (7) 写真 (名刺版程度) 1枚
- (8) 学位論文審査手数料 15万円

(学位授与の申請時期)

**第14条** 論文申請者が、学位授与申請書等を提出する時期は、6月、9月及び12月の所定の期間とする。

(主 査)

**第15条** 主査の設置等については、第7条の規定を準用する。

(論文公聴会)

**第16条** 論文公聴会の開催等については、第8条の規定を準用する。

(学力の確認)

**第17条** 審査委員会は、論文申請者が博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するかについて、次により確認するものとする。

- (1) 論文の内容に関連のある専攻の主要な科目について、研究能力の有無を判定する。
- (2) 外国語について、専門の学術研究を行うための十分な素養の有無を判定する。

(論文審査等の結果の報告等)

**第18条** 審査委員会は、論文審査等が終了した後、次の書類を学長に提出するものとする。

- (1) 審査済の博士論文 3通
- (2) 論文審査の結果の要旨 (所定用紙) 1通
- (3) 学力の確認の結果報告 (所定用紙) 1通
- (4) 論文の内容の要旨 (主査が確認したもの。) 1通

2 主査は、論文審査等の結果を、当該大学院研究科教授会(博士後期課程)において報告するものとする。

(学位授与申請の特別措置)

**第19条** 論文申請者が、本学の博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学(次項において「満期退学」という。)し、退学時から1年以内に学位授与の申請をする場合にあっては、学力の確認を行わないことができる。

2 満期退学した者が、退学時から3年以内に学位授与の申請をする場合にあっては、学位論文審査手数料を免除することができる。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学大学院人材養成及び教育研究上の 目的に関する規程

(目 的)

**第1条** この規程は、愛知工業大学大学院学則第2条の2に基づき、大学院研究科、専攻ごとに人材養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的（以下、「目的」という。）を定め、公表するものとする。

(研究科、専攻ごとの目的)

**第2条** 大学院研究科、専攻ごとの目的は次のとおりとする。

## (1) 工学研究科

工学研究科は、研究能力、柔軟な応用能力を有する研究者、技術者を養成するため、工学全般に関する高度な学識を養うものとする。

### ①博士前期課程

#### ア. 電気電子工学専攻

ものづくりに携わる電気・電子情報分野の高度専門技術者として必要な分析能力と問題解決能力を養成する。専門的な技術力の向上はもとより高い教養と豊かな人間性を身につけることを目的とする。

#### イ. 材料化学専攻

ものづくりに携わる材料化学分野の高度専門技術者として必要な分析能力と問題解決能力の養成に加えて専門的な技術力の向上を目的とする。

#### ウ. 機械工学専攻

ものづくりに携わる機械分野の高度専門技術者として必要な分析能力と問題解決能力の養成に加えて専門的な技術力の向上を目的とする。

#### エ. 建設システム工学専攻

ものづくりに携わる土木・建築分野の高度専門技術者として必要な分析能力と問題解決能力を養成する。専門的な基礎・応用学力の向上はもとより高い教養と豊かな人間性を身につけた技術者を目指す。

### ②博士後期課程

#### ア. 電気・材料工学専攻

電気・電子システム工学、情報通信システム工学、材料プロセス、デバイス工学及び機能性材料開発工学分野における自立した研究者、技術者として必要な高度な研究能力と柔軟な応用能力の養成に加えて発展的

な技術力の向上を目的とする。

イ. 生産・建設工学専攻

機械工学、機械システム工学、社会開発工学及び都市建築工学分野における自立した研究者、技術者として必要な高度な研究能力と柔軟な応用能力の養成に加えて発展的かつ先進的な技術力の向上を目的とする。

(2) 経営情報科学研究科

ビジネスの高度化・革新を追究し、経営諸科学と情報諸科学の複合的融合によって、論知的思考による分析や問題解決の能力を有する、経営情報科学の高度専門職業人や研究者を養成するため、高度な学識を養うものとする。

①博士前期課程経営情報科学専攻

ビジネス諸問題について、情報技術などの高度な専門知識を活用して、情報を迅速に収集・分析し、適切な問題解決ができる高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。

②博士後期課程・経営情報科学専攻

進化する経営情報科学に関して高度な専門的学術研究を担い、高いビジネス分析力や問題解決力を有する高度専門職業人や、自立して経営情報科学研究に邁進する研究者を育成することを目的とする。

附則の記載については省略

## 愛知工業大学大学院後期入学（秋季入学）に係る申合せ

愛知工業大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第9条のただし書きに定める後期入学（以下「秋季入学」という。）の取扱について、次のとおり申合せらる。

### 1 研究科・課程・専攻

秋季入学者を受入れる研究科、課程及び専攻は、次のとおりとする。

- (1) 工学研究科
  - ① 博士前期課程
    - 電気電子工学専攻
    - 材料化学専攻
    - 機械工学専攻
    - 建設システム工学専攻
  - ② 博士後期課程
    - 電気・材料工学専攻
    - 生産・建設工学専攻
- (2) 経営情報科学研究科
  - ① 博士前期課程
    - 経営情報科学専攻
  - ② 博士後期課程
    - 経営情報科学専攻

### 2 入学定員

各研究科各課程各専攻における入学定員は、若干名とする。

### 3 入学資格

秋季入学の対象とする者は、次のとおりとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者、又は入学までに「留学」の資格を取得できる見込みの者
- (2) 社会人
- (3) その他学長が認めた者

#### 4 入学許可

秋季入学者は、当該研究科教授会の議を経て学長が入学を許可する。

#### 5 学位審査委員会の時期

愛知工業大学学位規程第5条に規定する学位論文審査会は、当該課程修了予定年度の7月又は8月に実施する。

#### 6 その他

この申合せに定めるもののほか必要な事項は、大学院学則の各条に準じ取扱う。

#### 7 申合せ

この申合わせは、平成21年2月5日から施行し、平成21年度入学者から適用する。



# 愛知工業大学大学院工学研究科早期入学に係る申合せ

愛知工業大学大学院学則第10条第1項第4号の規定により、大学に3年以上在学した者が大学院工学研究科博士前期課程に入学する(以下「早期入学」という。)場合の取扱について、次のとおり申合せ。

## 1 出願資格

早期入学を志願することのできる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 学部3年次前期終了時まで、卒業要件に必要な単位の106単位以上を修得している者
- (2) 学部3年次前期終了時までの成績順位が、在籍する学部学科専攻において上位5%以内の者
- (3) 学部3年次終了時まで、4年次必修科目を除く卒業に必要な単位をすべて修得できる見込みの者
- (4) 大学院での就学意思が強固な者

## 2 入学専攻

早期入学を志願する者が在籍する学部学科から入学できる専攻は次のとおりとする。

入学専攻	在籍学部学科
電気電子工学専攻	工学部電気学科
材料化学専攻	工学部応用化学科
機械工学専攻	工学部機械学科
建設システム工学専攻	工学部都市環境学科 工学部建築学科

## 3 出願書類

早期入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、学長に提出する。ただし、志願にあたっては、事前に学科長が面接を行い、出願書類と出願資格の確認を行う。

- (1) 成績証明書
- (2) 早期入学志望理由書

(3) 学科長の推薦書

4 選考及び入学許可

選考は、出願書類と面接の結果を総合して行い、工学研究科教授会の議を経て学長が入学を許可する。

5 その他

この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

6 申合せ

この申合わせは、平成21年2月5日から施行し、平成21年度学部3年次に在籍する者から適用する。

## 愛知工業大学大学院工学研究科入学前履修に係る申合せ

愛知工業大学大学院科目等履修生規程（以下「規程」という。）第5条第2項により、大学院工学研究科博士前期課程への入学を志願し、講義を受講する者（以下「科目等履修生」という。）の取扱いについて、次のとおり申合せ。

### 1 志願資格

科目等履修生として、入学を志願し受講する者は、学部4年次であって、学科専攻において、3年次後期終了時までの成績順位が30%以内の者とする。

### 2 履修条件

- (1) 履修単位は、4単位までとする。
- (2) 履修科目は、工学研究科入学予定専攻の特論とする。ただし、履修する科目は、学部学科専攻において指導を受けるものとする。

### 3 手続

科目等履修生として入学を志願する者は、規程に準じて手続を行う。

### 4 認定科目の取扱い

科目等履修生として受講し、認定された科目は、大学院工学研究科に入学後、博士前期課程当該専攻における修得単位として認定する。

### 5 申合せ

この申合わせは、平成21年2月5日から施行し、平成21年度学部4年次に在籍する者から適用する。

# 愛知工業大学大学院科目等履修生規程

(趣 旨)

**第1条** 本学大学院学則第31条による科目等履修生（以下「履修生」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(入学の課程)

**第2条** 履修生として入学できる課程は、工学研究科又は経営情報科学研究科の博士前期課程とする。

(入学の時期)

**第3条** 履修生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

**第4条** 履修生として入学を志願する者は、当該履修科目を履修するのに十分な能力を有する者とする。

(出願手続)

**第5条** 履修生として入学を志願する者は、願書その他本学の指定する書類と入学検定料を添えて提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、履修生が本学の学生、又は、本学との協定等に基づき入学が許可された者の手続は別に定める。

(入学許可)

**第6条** 履修生として入学を志願する者は、当該学科目担当教員の承諾を得、教授会の選考を経て入学を許可する。

(入学手続)

**第7条** 履修生として入学を許可された者は、本学の指定する期日までに入学手続きを行い、入学金を同時に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、履修生が本学の学生、又は、本学との協定等に基づき入学が許可された者の手続は別に定める。

(授業料)

**第8条** 履修生の授業料は、本学の指定する期日までに納付しなければならない。

(既納の学納金)

**第9条** 既納の入学検定料、入学金及び授業料はいかなる理由があっても還付しない。

(在学期間)

**第10条** 履修生の在学期間は、履修科目の授業が行われる期間とする。ただし事情があるときは、在学期間の更新を許可することがある。

(単位の認定)

**第11条** 履修生として履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者に対しては所定の単位を認定する。

(単位修得証明書)

**第12条** 単位を修得した履修生に対しては、本人の願い出により単位修得証明書を交付する。

(納付金の額)

**第13条** 履修生の入学検定料、入学金及び授業料の額については、別表のとおり定める。

2 前項の規定にかかわらず、履修生が本学の学生、又は、本学との協定等に基づき入学が許可された者の手続は別に定める。

(退学及び除籍)

**第14条** 本学の諸規定に違反し、または履修生として適当でないと認められたとき、学長は教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(規程の準用)

**第15条** この規程に定めるもののほか、履修生には大学院学生に関する諸規則を準用する。

附則の記載については省略

(第13条 別表)

(単位：円)

入 学 検 定 料	5,000
入 学 金	20,000
授 業 料	(1 単位) 30,000

## 入学後申請可能な奨学金制度について

### [1] 日本学生支援機構奨学金

#### 1. 奨学金の種類と貸与月額

奨学金の種類	博士前期課程	博士後期課程
第一種奨学金（無利子）	50,000円又は88,000円	80,000円又は122,000円
第二種奨学金（有利子）	50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円 上記5種類の月額から選択(採用後の増額・減額が可能)	

#### 2. 奨学生の募集

毎年4月に募集を実施する。募集の詳細は掲示・co-net等で通知するので、申込み希望者は確認の上、期日に遅れないよう注意すること。

なお、毎年4月の募集の他、過去1年以内に家計支持者が失職、破産、事故、病気若しくは死亡等で家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする場合は「緊急・応急採用制度」があるので、これに該当する者は学生課へ申し出ること。

#### 3. 奨学生の選考・推薦

大学の選考委員会で申込者の審査を行い、人物、学力ともに優れ、かつ健康であって経済的理由により修学が困難である者を適格者として日本学生支援機構へ推薦する。

その後、日本学生支援機構で大学からの推薦者の審査を行い、採用者を決定する。

#### 4. 採用決定時期

6月中旬に日本学生支援機構から大学へ採用決定通知が届く予定

#### 5. その他手続き

##### (1) 在学届

貸与期間終了後も在学する者で、返還期限猶予を希望する場合は「在学届」を学生課へ提出すること。

##### (2) 継続手続

年1回、大学が定める期間に「奨学金継続願」の手続を必ず行うこと。

手続期間等の詳細は掲示・co-net等で通知する。手続をしない場合は奨学生の身分が廃止となるので注意すること。

(3) 奨学生の身分異動

休・退学等があった場合は、速やかに学生課へ届け出ること。

(4) 第一種奨学生返還免除制度について

第一種奨学金を貸与している者で、当該年度に貸与が終了する者の内、在学中に特に優れた業績をあげた者として機構から認定された場合に奨学金の全額又は一部の返還が免除される制度があるので、詳しくは学生課まで問い合わせること。

[2] 愛知工業大学大学院奨学金

1. 奨学生の選考・推薦

愛知工業大学大学院奨学金は日本学生支援機構奨学金を補完するための制度であることから、申込者の内、日本学生支援機構奨学金の選考・推薦から漏れた者のみを採用する。

よって、愛知工業大学大学院奨学金のみを申込みすることはできないので注意すること。

2. 奨学生の募集時期

毎年4月に日本学生支援機構奨学生と同時に募集を実施する。募集の詳細は掲示・co-net等で通知するので、申込み希望者は確認の上、期日に遅れないよう注意すること。

3. 採用決定時期

6月中旬に採用者宛にco-net等で個別に通知を行う。

その他の詳細は「愛知工業大学大学院奨学金規程」を参照のこと。

# 愛知工業大学大学院奨学金規程

(目 的)

**第1条** この規程は、愛知工業大学大学院学生に対する奨学金についての事項を定めるものである。

(名 称)

**第2条** 本大学から学資を貸与される者を大学院奨学生(以下「奨学生」という。)といい、その学資を奨学金という。

(資 格)

**第3条** 奨学生となることのできる者は、本大学院の学生で人物、学業成績に優れ、経済的な理由により就学が困難で奨学金の貸与が必要であると認められる者でなければならない。

(奨学金)

**第4条** 奨学金の額は、1人につき月額50,000円、年間600,000円とする。

2 奨学金の貸与は毎月行う。

(期 間)

**第5条** 奨学生の期間は当該年度内とする。ただし、翌年度も継続して奨学生を希望することができるが、通算2年を超えることはできない。

(採用定員)

**第6条** 奨学生の採用定員は、1学年20名以内とする。

(出願手続)

**第7条** 奨学生を希望する者は、保証人連署の所定の願書に次の各号の書類を添付し、教学センター学生課を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 成績証明書
- (2) 健康診断書
- (3) 学資支弁者の所得証明書
- (4) 指導教授の推薦書
- (5) その他学長が必要とする書類

(選 考)

**第8条** 奨学生の選考は、前条の出願書類に基づき、学長が当該研究科長と協議のうえ行う。ただし、継続して奨学生を希望する者の選考は、これを省略することができる。



(選考の時期)

**第9条** 奨学生の選考は毎年4月とする。

(奨学金の停止)

**第10条** 奨学生が、次の各号の一に該当するとき、学長は当該大学院研究科教授会の議を経て奨学金の貸与を停止する。

- (1) 休学、退学または除籍となったとき
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき
- (3) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき
- (4) その他奨学金の貸与が適切でないと認められたとき

(無利子扱い)

**第11条** 貸与した奨学金には利子を課さない。

(返 還)

**第12条** 貸与した奨学金の返還は、卒業後貸与期間の3倍の期間で毎月均等払いとする。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学グローバル人材育成支援事業取扱要領

(目 的)

**第1条** 愛知工業大学（以下「本学」という。）は、国際社会に対応できる人材を育成することを目的として、グローバル人材育成支援事業（以下、「事業」という。）を実施することとし、実施に必要な事項を定める。

(事 業)

**第2条** 事業は、研究活動及び交流活動に区分し実施する。

(1) 研究活動事業

- ① 基盤的研究事業
- ② 海外研究事業
- ③ その他、学長が認めた事業

(2) 交流活動事業

- ① 派遣・受入等の国際交流事業
- ② その他、学長が認めた事業

(予 算)

**第3条** 事業に必要な予算は、原則として配分教研費をもってあてる。

(対 象)

**第4条** 各事業の対象者は次のとおりとする。

(1) 基盤的研究事業

- ① 大学院工学研究科博士後期課程に在学する学生
- ② 大学院経営情報科学研究科博士後期課程に在学する学生

(2) 海外研究事業

次のいずれかの資格を有し、海外の学会等で論文発表を行う者で、他の奨学金、助成金等の支給を受けない者。ただし、同一論文について1名とする。

- ① 専任教員のうち当該年度の4月1日現在、40才未満の者
- ② 大学院工学研究科、経営情報科学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の学生

③ 学長が特に認めた者

(3) 派遣・受入等の国際交流事業

- ① 派遣は、原則として留学生を除く学部生又は大学院生
- ② 受入は、協定により海外の大学から受入れた留学生
- ③ 学長が特に認めた者

(助成金)

**第5条** 前条第2号の事業に対する助成は、当該年度において1人1回とし、助成額は20万円以内とする。

2 前項に係わる宿泊費は1泊10,000円を上限とし、実費を助成する。

3 前条第1号及び第3号の事業の助成に関する事項は別に定める。

(申請)

**第6条** 第4条第2号の事業の助成を申請する者は、別紙様式に、学会プログラム、渡航費見積書、宿泊費用の根拠資料等の参考資料を添えて、学長に提出する。ただし、申請者が学生の場合は、指導教員を通じて学長に提出する。

(決定)

**第7条** 学長は、前条の申請があった場合、渡航先及び申請内容を審査して助成額を決定する。

(報告)

**第8条** 前条により助成金を受けた者は、事業実施後、別紙様式に、パスポートの写、渡航費等の領収書を添えて学長に報告する。

(雑則)

**第9条** この要領に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、学長が定める。

(庶務)

**第10条** 事業に関する庶務事項は、研究活動事業は学務部助成課、交流活動事業は国際交流室が行う。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学学生懲戒規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、愛知工業大学学則第39条及び愛知工業大学大学院学則第30条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関して必要な事項について定める。

(懲戒の対象となる行為)

**第2条** 懲戒の対象となる行為は、次の各号の行為をいう。

- (1) 人権を侵害する行為
- (2) 犯罪行為等、社会の秩序を乱す行為
- (3) ハラスメント行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学問的な倫理に反する行為
- (6) 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為
- (7) 試験等における不正行為
- (8) 学生の本分に反する行為
- (9) その他、本学の学則及び規程に違反する行為

2 前項各号において別に規程が定められている場合はその規程によるものとする。

(懲戒の種類)

**第3条** 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、教育課程の履修及び課外活動を停止するものとする。
- (3) 訓告は、学生の行った非違行為を戒めて反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう書面により注意する。

(停学の期間)

**第4条** 停学の期間は、無期又は有期とする。

(不正行為)

**第5条** 試験等において不正行為を行ったと認められる学生に対しては、履修細則第9条の規定により処分するとともに当該学生が在籍する学部の長は嚴重注意を行う。

2 複数回不正行為を行ったとき又は悪質な不正行為を行ったときは、懲戒の対象とする。

(懲戒対象行為の確認)

**第6条** 懲戒対象行為が確認された場合、教学センター長は当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 調査にあたり、教学センター長は事前に学生に対して要旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。

3 当該学生が意見陳述の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席又は文書を提出しなかった場合は、当該権利を放棄したものとみなす。

(委員会の設置)

**第7条** 前条により懲戒対象の行為を確認した場合、懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学生委員会委員をもって組織する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(委員会委員長)

**第8条** 委員会の委員長は、学生委員会委員長をもってあてる。

2 委員長に事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

(審議報告)

**第9条** 委員長は委員会の審議結果を、懲戒対象の学生が所属する学部長又は研究科長に報告する。

(懲戒処分の決定)

**第10条** 学部長又は研究科長は、委員会の原案をもとに教授会又は研究科教授会において審議し、その結果を学長に報告する。

2 学長は前項の報告に基づき、懲戒処分を決定し、文書により当該学生に通知する。

3 前項の通知を学生に行った場合は、保証人に対し通知の写しを送付する。

4 懲戒処分を行った場合は、処分内容を学内に告示する。

(無期停学の解除)

**第11条** 学長は、無期停学の学生について、停学の解除が適当であると認めるときは、委員会において協議し、教授会又は大学院教授会の審議を経て、停学を解除することができる。

(不服申立て)

**第12条** 懲戒を受けた学生は、懲戒の発効日から2週間以内に明確な証拠を提示して、不服の申立てをすることができる。ただし、期間内に不服申立てができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して1週

間以内に不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては、学長への不服申立書の提出をもって行う。

(不服申立審査委員会)

**第13条** 学長は、前条の不服申立ての審査を行うため、不服申立審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長

(2) 学長の指名する教職員 若干名

3 審査委員会の長は、副学長とする。

(不服申立ての審査手続)

**第14条** 審査委員会は、不服申立書に基づき審査を行い、必要と認める場合には、学外有識者の出席を求めることができる。

2 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。

3 審査委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合には、不服申立ての却下を求める旨の勧告を学長に行う。

4 審査委員会は、懲戒の内容が相当でないとは判断した場合には、懲戒の取消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。

(不服申立てに対する措置)

**第15条** 学長は、前条第3項の勧告を受け、不服申立てを却下する決定したときは不服申立てをした学生に通知する。

2 学長は、前条第4項の勧告を受けた場合は、教学センター長に対し、懲戒委員会の協議を経て、新たな懲戒原案を作成するよう指示する。

3 前項の懲戒原案については、教授会又は研究科教授会を経て学長が決定し、不服申立てをした学生に通知する。

(庶務)

**第16条** この規程に関する庶務は、教学センター学生課が行う。

(補則)

**第17条** この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する。

# 愛知工業大学附属図書館利用規程

(目 的)

**第1条** この規程は、愛知工業大学附属図書館規定第10条の規定に基づき、愛知工業大学附属図書館（以下「図書館」という。）の図書館資料の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の範囲と身分証明)

**第2条** 図書館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学職員（非常勤を含む）
- (2) 本学学生
- (3) 本学名誉教授
- (4) 図書館長が許可した者

**第3条** 図書館を利用する者は、次の証明書を携帯しなければならない。

- (1) 本学職員は、教職員証
- (2) 本学学生は、学生証
- (3) 学外者は、館長の発行する利用許可証及び身分を証明するもの

2 利用者は、図書館職員の求めに応じ、前項の証明書等を提示しなければならない。

(開館時間)

**第4条** 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで8時50分から21時10分まで
- (2) 土曜日8時50分から19時まで
- (3) 夏季休業中、春季休業中は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、図書館長は必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

**第5条** 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日)
- (3) 本学の創立記念日（11月13日）
- (4) 8月12日から8月16日まで
- (5) 年末年始（12月26日から翌年1月6日まで）

2 前項の規定にかかわらず、図書館長は必要と認めた時は、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(閲 覧)

**第6条** 図書館資料の閲覧は、原則として閲覧室で行うこととする。ただし、視聴覚資料については、別に定める。

2 利用者は、閲覧した図書館資料を、所定の場所に返却しなければならない。  
(館外帯出)

**第7条** 第2条各号に掲げた者は、図書館資料を館外に帯出することができる。ただし、図書館長が帯出禁止を指定した資料を除く。

2 図書館資料の帯出を希望する者は、所定の手続を経なければならない。

**第8条** 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間は、下記の区分のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めた場合は、変更することがある。

本学専任教員（特任・客員教員を含む）	50冊（点）以内	180日以内
本学名誉教授	50冊（点）以内	180日以内
本学非常勤教員	30冊（点）以内	60日以内
上記以外の本学職員	10冊（点）以内	30日以内
本学学生	10冊（点）以内	14日以内
本学大学院学生・研究生	30冊（点）以内	60日以内
学外者	5冊（点）以内	14日以内

**第9条** 前条で定める貸出期間終了後、予約者がいない場合に限り、所定の手続を経て貸出を継続することができる。

**第10条** 第8条で定める貸出冊数及び貸出期間について、資料の種類により、別に次の制限を設ける。

- (1) 視聴覚資料は利用者の区分にかかわらず、7日以内とする。ただし、図書や雑誌の付録である視聴覚資料については、本体資料に準じて取り扱うものとする。
- (2) 雑誌・逐次刊行物の最新号は貸出を行わない。また、バックナンバーについては、利用者の区分にかかわらず、学術雑誌は1日、一般雑誌は7日以内とする。
- (3) 問題集は利用者の区分にかかわらず、7日以内とする。

**第11条** 次に掲げる図書館資料は、原則として貸出を許可しない。

- (1) 貴重図書



- (2) 事典・辞書・便覧・年鑑等、参考図書
- (3) 各種規格、法規類
- (4) 地図資料
- (5) DVD、ビデオテープ

**第12条** 教研図書の貸出については、別に定める「教研図書の取扱手続」によるものとする。

**第13条** 特殊図書の帯出は、図書館長の許可を受けなければならない。

**第14条** 館外帯出をした図書館資料は、必ず貸出期間内に返却しなければならない。

**第15条** 図書館長は、必要に応じて貸出期間中であっても図書の返却を、求めることができる。

**第16条** 第7条の規程によって館外貸出を受けた者は、帯出した図書館資料の保管責任を負うものとし、一切他に転貸することはできない。違反者に対しては、以後の帯出を禁ずることがある。

(視聴覚資料・機器の利用)

**第17条** 視聴覚資料・機器は、所定の場所で利用しなければならない。

**第18条** AVコーナーを利用する際は、所定の手続を経なければならない。

2 AVコーナーで視聴できるものは、図書館資料に限るものとする。

(資料の複写)

**第19条** 図書館資料の複写を希望する者は、愛知工業大学附属図書館文献複写規程の定めるところによらなければならない。

(相互利用)

**第20条** 他大学等図書館が所蔵する図書館資料の利用を希望する場合は、所定の手続を経なければならない。またその際の必要経費は、利用者負担とする。

2 他大学等図書館から図書館資料の利用の申込があった場合は、本学における教育及び研究上支障のない場合に限り、これに応じることができる。

(弁償義務)

**第21条** 図書館規則第7条に基づき、利用者は図書館資料や設備を亡失又は損傷したときは、同じもの又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(利用に際しての厳守事項)

**第22条** 図書館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 閲覧室においては、すべて係員の指示に従うこと。

- (2) 図書館資料及び設備を大切に取り扱い、汚損したり無断で持ち出したりしないこと。
- (3) 静粛を旨とすること。
- (4) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) その他、他人の迷惑となる行為や図書館員の指示に反することをしないこと。

(罰 則)

**第23条** 前条の規程に違反した者に対しては、図書館長は、退館を命じ図書館の利用を禁止することができる。

(雑 則)

**第24条** この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

**第25条** この規程の改廃は、大学協議会の議を経て行われる。

附則の記載については省略

## 愛知工業大学附属図書館文献複写規程

**第1条** 愛知工業大学附属図書館の文献複写サービスは、この規程の定めるところによる。

**第2条** 文献複写サービスは、教育・研究・学修の用に供することを目的とする。

**第3条** 文献複写に伴う著作権に関する一切の責任は、依頼者が負うものとする。

**第4条** 文献複写を依頼しようとする者は、次の方法により行うものとする。

- (1) あらかじめ係員に申し出なければならない。
- (2) 第5条に定められた文献複写料金を前納しなければならない。但し、他大学等図書館相互利用に係る文献複写料金の精算については、後納又は料金相殺による処理を原則とする。
- (3) 複写作業は原則として依頼者が行うものとする。但し、他大学等図書館相互利用に係る複写作業については係員が行う。
- (4) 複写機器の取扱いについては特に留意し、万一事故・破損等機器の異状を発見した場合は、直ちに係員に届け出なければならない。

**第5条** 文献複写料金は、別に定める。

2 文献複写料金その他、郵送料等、複写依頼に係わる諸費用は、依頼者が負担するものとする。

**第6条** 愛知工業大学教職員の公費による文献複写利用については別に定める。

附則の記載については省略

## 愛知工業大学附属図書館グループ閲覧室利用細則

- 第1条** 愛知工業大学附属図書館グループ閲覧室の利用は、この細則の定めるところによる。
- 第2条** 本学の教職員及び学生が、グループで、資料をもとに、学習や研究を行うために利用することを原則とする。
- 第3条** 利用しようとする者は、所定の様式により、受付に申し込まなければならない。
- 第4条** 利用は1日以内とし、その時間は図書館の開館時間内とする。
- 第5条** 利用するときは、その都度受付で鍵を受取り、利用後は室に施錠し、鍵を受付に返さなければならない。
- 第6条** 室内の備品類の取扱いには特に留意し、万一事故・破損があった場合は、直ちに係員に届け出なければならない。
- 第7条** 室内の禁煙を厳守し、許可なくして火気を使用してはならない。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学における授業料その他の費用に関する規則

(趣 旨)

**第1条** 愛知工業大学（以下「大学」という。）における授業料その他の費用に関しては、愛知工業大学学則、愛知工業大学大学院学則及びその他の規則に定めるものの他は、この規則の定めるところによる。

**第2条** 削除

(授業料の徴収方法)

**第3条** 授業料の徴収は、前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月まで）に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は年額の2分の1に相当する額とする。科目等履修生について徴収する額は1単位の額に、それぞれの学期において履修すべき単位数を乗じて得た額とする。

2 前項の授業料は、入学手続時に係るものについて特に指定する場合を除き、前期にあつては4月20日から5月6日までに、後期にあつては9月20日から10月6日までに徴収するものとする。

(入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法)

**第4条** 特別の事情により、入学する時期が徴収の時期後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料年額の2分の1に相当する額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

(復学の場合における授業料の額および徴収方法)

**第5条** 前期又は後期中途において復学をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に徴収するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法)

**第6条** 学年の途中で卒業し、又は修了する者から徴収する授業料の額は、卒業又は修了する月が、当該学年の前期に属するときは、授業料の年額の2分の1に相当する額、後期に属するときは、その年額を、それぞれ第3条第2項の例により徴収するものとする。

(退学等の場合における授業料の額)

**第7条** 後期の徴収の時期前に退学し、又は除籍された者から徴収する授業料の

額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(入学金及び入学検定料の徴収方法)

**第8条** 入学金は、大学の通知に基づき、入学の意思を表示する者について、その際徴収するものとする。

2 入学検定料は、入学の志望を受理するときに徴収するものとする。

(学生寮に係る費用及び徴収方法)

**第9条** 削除

**第9条の2** 削除

**第10条** 学生寮に入寮を許可する者については、学生寮の維持保全その他運営に要する費用の一部を徴収するものとする。

2 入寮費は、入寮を許可するときに徴収するものとする。

3 寮費及び維持費は、いずれも前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に区分して、前期にあっては入寮を許可するとき、後期にあっては10月に、それぞれ6カ月分ずつを徴収するものとする。

4 前期又は後期中途で入寮する者から前期又は後期において徴収する寮費及び維持費の額は、その月額に入寮の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入寮の日の属する月に徴収するものとする。

5 前期又は後期中途で退寮する者から前期又は後期に徴収する寮費及び維持費の額は、その月額に退寮の日の属する月までの月数を乗じて得た額とし、その額が第3項により徴収した額に満たないときは、その差額に相当する額を、その際還付するものとする。

(理事長の承認を要する費用の額及び徴収方法)

**第11条** この規則に定めるもののほか、大学における一般的な運営上必要と認められる検査料、手数料その他の費用に関しては、理事長の承認を得て学長が定めるものとする。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

**第12条** 学長は、経済的理由によって納付が困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるとき、若しくは学業成績優秀と認めるときその他大学の運営上特に必要があると認めるときは、次項及び第3項で定めるところにより、学則に定める入学検定料、入学金、授業料、その他の納付金等の全部又は一部を免除し、若しくはその徴収を猶予することができるものとする。

2 前項の規定による徴収の猶予は、当該年度に係る授業料その他の費用につい

て猶予を受けようとする者の申請に基づき、学長が理事長の承認を得て行うものとする。この場合において徴収猶予の期間は当該年度を超えて定めないものとする。

- 3 第1項による免除は、当該事例について、学長と理事長が協議して定めるところにより行うものとする。

(既納の授業料その他の費用)

**第13条** この規則に別段の定めのあるものを除くほか、既に納付された授業料その他の費用は原則として還付しない。ただし、大学が定める日までに入学を辞退した者に限り、授業料その他の費用の一部を還付することができる。

(実施の細目)

**第14条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な細目は理事長の承認を得て学長が定めるものとする。

附則の記載については省略

## 災害時等の臨時休講の措置

臨時休講（試験を含む）の措置を、次のとおり定める。

(1) 暴風警報が発令されている場合の休講措置

- 午前7時現在、愛知県下（東三河南部を除く）に暴風警報が発令されている場合、午前中に開始する授業は休講とする。
- 午前10時現在、愛知県下（東三河南部を除く）に暴風警報が発令されている場合、午後（正午～午後6時）に開始する授業は休講とする。
- 午後3時現在、愛知県下（東三河南部を除く）に暴風警報が発令されている場合、午後6時以降に開始する授業は休講とする。

但し、注意報の場合は、平常通り授業を行う。

(2) 自然災害、またはストライキにより公共交通機関が運休となった場合の休講措置

- 午前7時現在、運休が解除されていない場合、午前中に開始する授業は休講とする。
- 午前10時現在、運休が解除されていない場合、午後（正午～午後6時）に開始する授業は休講とする。
- 午後3時現在、運休が解除されていない場合、午後6時以降に開始する授業は休講とする。

※ 自然災害とは、大雨・大雪・地震等を指す。

※ 公共交通機関とは、次のものを指す。

- (ア) 名古屋市営地下鉄東山線
- (イ) 名古屋市営バスの全線
- (ウ) 名鉄電車名古屋本線
- (エ) 愛知環状鉄道
- (オ) リニモ（東部丘陵線）

なお、上記のうちいずれか一つが該当した場合に適用する。

(3) 東海地震に伴う休講措置

- 東海地震注意情報あるいは、警戒宣言発令の場合は直ちに休講とする。
- 東海地震注意情報あるいは警戒宣言が解除された場合は、原則としてその翌日から授業を再開する。

(4) その他の休講措置

- その他、状況によって授業は休講とする。

注 上記の措置により中止になった試験は、その試験期間最終日の翌日に実施する。なお、振替日が休日の場合はその翌日、振替日が土曜日の場合は終日実施する。



# 愛知工業大学計算センター規程

(目 的)

**第1条** 愛知工業大学計算センター（以下「センター」という。）は、本学の教員、その他これに準ずる者の共同利用に供することを目的とする。

(運営委員会)

**第2条** センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、愛知工業大学計算センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

(組 織)

**第3条** センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) その他必要な教職員

2 センター長は、大学協議会の議により、学長が候補者を選考する。

3 センター長は、センターの業務を総括し、かつ、センターを代表する。

(研究開発室)

**第4条** センターに、センターの利用及び業務に必要な研究開発を行うため、研究開発室を置くことができる。

(施行細則)

**第5条** この規程を施行するために必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が定める。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学計算センター利用規程

(趣 旨)

**第1条** 愛知工業大学計算センター(以下「センター」という。)の利用については、この規程に定めるところによる。

(利用の制限)

**第2条** センターの利用は、当該利用が次の各号の一に該当するものに限る。

- (1) 学術研究
- (2) 教育
- (3) 大学の運営上必要な業務
- (4) その他運営委員会の議を経て、センター長が承認したもの

(利用の資格)

**第3条** センターを利用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他特にセンター長が適当と認めた者

(利用の申請)

**第4条** センターを利用しようとする者は、課題ごとに所定の申請書を提出し、センター長の承認を得なければならない。ただし、教員以外の者は、指導教員又は所属長の承認を得て提出するものとする。

(利用の承認)

**第5条** センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、課題番号を付して承認する。

2 前項の課題番号の有効期間は、当該年度内とする。

(課題番号の転用と禁止)

**第6条** 前条の承認を得た者(以下「利用者」という。)は課題番号を当該課題以外の利用のために転用し、又は第三者に利用させてはならない。

(代行の制限)

**第7条** 利用者がセンターの利用を第三者に代行させるときは、センター長の承認を得なければならない。

(変更の届出)

**第8条** 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、すみやかに、その旨をセンター長に届出なければならない。

(端末の設置)

**第9条** 利用者がセンターの外にセンター端末を設置しようとするときは、別に定める方法によらなければならない。

(報告)

**第10条** センター長は、必要に応じて、利用者に対してセンターの利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

2 センターを利用して行った研究の結果を公表するときは、その写をセンター長に提出するものとする。

(利用承認の取り消し等)

**第11条** 利用者が、この規程又はこの規程に基づく定めに違反した場合、その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめた場合は、センター長は、その者の利用の承認を取り消し、又は一定期間その者の利用を停止することができる。

(経費の負担)

**第12条** センターの利用にともなう経費は、その一部を利用負担金として利用者の所属する部門が、校費の移算により負担するものとする。

2 利用負担金額については、別に定める。

(施行細則)

**第13条** この規程を施行するために必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学情報ネットワーク利用規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、愛知工業大学情報ネットワーク（以下「学内LAN」という。）の管理運営及び利用に関する事項を定める。

(利用目的)

**第2条** 学内LANは、愛知工業大学（以下「本学」という。）における教育・研究及び大学の運営上必要な業務で利用するものとする。

(利用資格)

**第3条** 学内LANを利用できる者は次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他特に計算センター長が適当と認めた者

(管 理)

**第4条** 学内LANの管理は、次の各号のとおり行う。

- (1) 計算センター長はネットワークの管理を統括する。
- (2) 学内LANの基幹部分及び外部接続に関する事項は計算センターで管理する。
- (3) 各学科内、附属施設内等前号以外の事項については、それぞれの部局で管理する。
- (4) 前号の各部局にネットワーク管理者を置く。
- (5) ネットワーク管理者は各部局で選出し、その職及び氏名を計算センター長に届け出る。

(運 用)

**第5条** 学内LANの保守を行う場合、学内LANに障害が発生した場合、又は計算センター長が特に認めた場合は、学内LAN及びこれに係るサービスを停止することができる。

(学外との接続)

**第6条** 利用者が学内LANに外部の通信回線を接続する場合は、計算センター長の許可を得なければならない。

(禁止事項)

**第7条** 学内LANの利用者は、次の各号のいずれかに該当する行為を行っては

ならない。

- (1) 営利目的又はそれに準ずる目的で使用すること。
- (2) 公序良俗又は法令に違反すること。
- (3) 著作権又は特許権を侵害すること。
- (4) プライバシーを侵害すること。
- (5) 他人を誹謗中傷すること。
- (6) 他人に不利益を与えること。
- (7) 学内LANの維持・管理に支障を与えること。
- (8) その他計算センター長が不適切とみなすこと。

(調 査)

**第8条** 第7条に定める禁止事項を行ったとみなされる場合は、計算センター長はこれを調査するとともに、その利用を一時停止することができる。

(処 罰)

**第9条** 第7条に定める禁止事項を行った場合は、学則または就業規則に基づく処罰の対象となる。

(施行細則)

**第10条** この規程を施行するために必要な事項は、大学協議会の議を経て計算センター長が別に定める。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学総合技術研究所規程

(目 的)

**第1条** 建学の精神に基づき、教育・研究の先端化、国際化及び多様化に適切に対応した大学研究活動の活性化をはかり、地域産業の技術的発展に寄与するため、本学に愛知工業大学総合技術研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(活動内容)

**第2条** 研究所は、前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 本学で行なわれる研究に対する協力
- (2) 学外からの研究・試験等の受託及び学外との共同研究
- (3) 国際共同研究
- (4) 外国人研究者等の受入れ
- (5) 技術コンサルタントの窓口
- (6) その他研究所において必要と認めた事項

(組 織)

**第3条** 研究所に、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 研究員
- (3) その他必要な職員

(所長及び副所長)

**第4条** 所長は、大学協議会の議により、学長が候補者を選考する。

- 2 所長は、研究所の業務を総括し、かつ研究所を代表する。
- 3 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命された所長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 研究所に副所長を置くことができる。
- 5 副所長は所長の推薦により、学長が任命する。
- 6 副所長の任期は、就任時の所長の任期と同じとする。

(運営委員会)

**第5条** 研究所に、研究所の運営に関する重要事項を審議するため、愛知工業大学総合技術研究所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(施行細則)

**第6条** この規程を施行するために必要な事項は、委員会の議を経て、所長が定める。

附則の記載については省略

# 愛知工業大学耐震実験センター規程

(目 的)

**第1条** 構造物等の耐震安全性の向上を計り、強固な社会基盤形成のために、各種構造物の耐震実験及び関連する基礎実験を行う必要がある。この分野での本学の教育・研究活動及び地域社会の耐震工学・構造工学の技術向上と発展に寄与することを目的として、本学に耐震実験センター（以下「センター」という。）を置く。

(名 称)

**第2条** 本センターは平成10年度文部省ハイテク・リサーチ・センター構想に基づき、「構造物耐震実験センター」として認可されたものである。本学ではこれを「耐震実験センター」と称する。

(活動内容)

**第3条** センターは第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 本学教員による教育・研究
- (2) 学外との共同研究及び学外からの研究、試験等の受託
- (3) 学外者によるセンター所有の施設、設備、機器の利用
- (4) その他センターにおいて必要と認める事項

(組 織)

**第4条** センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究員
- (3) 技術員
- (4) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

**第5条** センター長は学長が任命し、教授会に報告する。ただし、再任の場合は報告を省略することができる。

- 2 センター長はセンターの業務を総括し、かつセンターを代表する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし補欠により任命されたセンター長の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 センターに副センター長を置くことができる。
- 5 副センター長はセンター長の推薦により、学長が任命する。

6 副センター長はセンター長を補佐し、センター長の委託によりセンター長の役割を代行することができる。

7 副センター長の任期はセンター長の任期と同じとする。

(運営委員会)

**第6条** センターの運営に関する重要事項を審議するため、愛知工業大学耐震実験センター運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(評価委員会)

**第7条** センターの業務、業績に関する主要事項を評価するため、愛知工業大学耐震実験センター評価委員会を置く。

2 評価委員会に関する事項は別に定める。

(施行細則)

**第8条** この規程を施行するために必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附則の記載については省略



# 愛知工業大学地域防災研究センター規程

(目 的)

**第1条** 愛知工業大学（以下、「本学」という。）に地域の企業、市民、自治体等と連携し、地震をはじめとする自然災害に対する地域の防災力向上に関する研究及び技術開発を推進し、また、本学の教育及び研究の高度化を図るために、愛知工業大学地域防災研究センター（以下、「センター」という。）を設置する。

(活動内容)

**第2条** センターは前条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

- (1) 本学教員による教育及び研究
- (2) 学外との共同研究及び学外からの研究、試験等の受託
- (3) 企業又は市民との連携による地域防災力向上のための研究
- (4) 本学の災害対策
- (5) その他

(組 織)

**第3条** センターに以下の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 研究員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

**第4条** センター長は、大学協議会の議により、学長が候補者を選考する。

- 2 センター長はセンターの業務を総括し、円滑な運営を図る。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により任命されたセンター長の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 センターに副センター長をおくことができる。

(運営委員会)

**第5条** センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は別に定める。

(評価委員会)

**第6条** センターの業務及び業績等に関する主要事項を評価するため、センター評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会に関する事項は別に定める。

(施行細則)

**第7条** この規程を施行するために必要な事項は、運営委員会の議を経てセンター長が定める。

附則の記載については省略

---

---

愛知工業大学大学院便覧（平成28年度）

2016年（平成28年）4月発行

発行 愛知工業大学

〒470-0392 豊田市八草町八千草1247

☎ 〈0565〉48-8121（代表）

編集 教学センター教務課

---

---

印刷 共生印刷㈱